

令和7年12月16日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和7年12月16日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 議案第47号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第 7 議案第48号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第50号 東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第51号 東庄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第11 議案第52号 東庄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第12 議案第53号 東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第54号 東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第14 議案第55号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の

変更等に関する協議について

- 日程第15 議案第56号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第57号 町道路線の変更について
- 日程第17 議案第58号 令和7年度東庄町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第59号 令和7年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第60号 令和7年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第61号 令和7年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第62号 令和7年度東庄町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第63号 令和7年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 陳情第1号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情

日程第24 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

- 1番 海 宝 和 宏 君
- 2番 渡 邊 幸 江 君
- 3番 前 田 君 江 君
- 4番 岩 井 弘 晃 君
- 5番 越 川 良 男 君
- 6番 桜 井 莊 一 君
- 7番 宮 澤 健 君
- 8番 大 網 正 敏 君
- 9番 板 寺 正 範 君
- 10番 佐久間 義 房 君
- 11番 高 木 武 男 君

1 2 番 鈴 木 正 昭 君  
1 3 番 山 崎 ひろみ 君  
1 4 番 柳 堀 忠 君

○欠席議員

な し

○出席説明員（13名）

町 長 岩 田 利 雄 君  
副 町 長 向 後 喜一朗 君  
監 査 委 員 平 山 茂 君  
総 務 課 長 香 取 康 成 君  
町 民 課 長 宇ノ澤 修 君  
まちづくり課長 堀 江 弘 之 君  
健 康 福 祉 課 長 高 木 多恵子 君  
会 計 管 理 者 堀 江 香 澄 君  
病 院 事 務 長 渡 辺 佳 則 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 竹 田 寿 幸 君  
教 育 長 石 橋 宏 克 君  
教 育 課 長 郡 伸 明 君  
生 涯 学 習 担 当 課 長 前 田 泰 孝 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 布 施 光 規  
次 長 向 後 順 子  
主 査 白 石 直 人

(午前10時00分 開会)

議長（柳堀 忠君）

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和7年12月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番 山崎ひろみ君、1番 海宝和宏君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの4日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

令和7年12月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る12月9日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案17件、陳情1件であります。これらの案件を審議するため、会期は本日から12月19日までの4日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問はお手元の配付のとおり4名の議員から通告がありました。次に議案第47号から議案第57号までを順次上程し、質疑・採決を行って、延会といたします。

第2日目の17日は、議案第58号から議案第63号までを順次上程し、質疑・採決を行います。続いて、陳情1件を上程し、所管の常任委員会に付託して、散会といたします。散会后、文教福祉常任委員会を議員控室にて開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

第3日目の18日は休会といたします。

最終日の19日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、文

教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催する予定であります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わりにします。

議長（柳堀 忠君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から12月19日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から12月19日までの4日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より議会の会務報告を行います。

9月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

なお、議員派遣に伴う視察研修等について派遣議員の代表から、お手元に配付した報告書のとおり提出がありました。ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、陳情1件を受理しました。

以上で諸般の報告を終わります

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、令和7年8月30日から11月30日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係でございますけれども、1ページ目、庶務関係で、11月16日に町制施行70周年記念式典を開催しております。225名の方々に出席をい

ただき、54の個人、そして団体を表彰させていただきました。

次に、防災関係で1ページ目、下段のとおり、11月3日にふれあいまつりに合わせて防災フェアを実施いたしました。当日は、記載の参加団体に協力をいただき、起震車によりまず地震体験やVRゴーグルを着用しての被災体験など、様々な体験展示を行い、たくさんの方々が参加をされました。先日発生した青森県東方沖地震のような突発的な災害が起こった際に、早急、的確な対応が出来るよう、今後も継続して防災体制の構築に努めてまいります。

次に、2ページ目、上段の企画関係では、JR千葉支社と笹川駅無償譲渡契約を10月1日に締結いたしました。

また、笹川駅利用ワークショップを10月18日に開催いたしました。当日いただいた意見を今後の有益な利用、活用に役立てるよう努めてまいります。

続いて、3ページ目、上段からの町民課の関係でございますが、賦課徴収関係で、各種納税通知書、督促状の発送、また、滞納処分として、財産差押えを実施しております。町税は、町の財源の根幹をなすものでありますので、今後も町の財源確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

続いて、7ページ目、下段から健康福祉課の関係ですが、福祉関係で、8ページ目、上段の高齢者福祉関係に記載のとおり、敬老祝金の贈呈、米寿・金婚をお祝いする会、満百歳のお祝いを行いました。今後とも高齢者が元気に生き生きと生活を送れるよう、各種施策に取り組んでまいります。

次に、同じく8ページ目、下段に記載のとおり、株式会社サシノベルテとの事業連携協定を11月13日に締結いたしました。これは旧石出幼稚園を利用して放課後等デイサービス事業を運営していただくもので、町民の福祉向上に役立っております。

次に、子育て支援関係で、9ページ目、中段に記載のとおり、子育て応援祝金や妊婦支援給付金をそれぞれ支給しております。これらの子育て支援に関する事業は、子育て世帯の負担の軽減に寄与しているものと考えております。今後も子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、11ページ目、中段からの介護保険関係ですが、介護認定の状況や介護サービス利用件数を記載しております。引き続き、介護予防に重点を置いた施策の充実に努めてまいります。

続いて、13ページ目、上段からのまちづくり課の関係でございますけれども、建設関係で舗装補修工事等14件の工事と、14ページ目、上段にかけまして測量業務委託等10件の業務委託を、また農水関係では15ページの中段のとおり、農道改修測量業務委託を契約しております。

次に、商工関係ですが、観光関係では、16ページ目、上段のとおり役場をメイン会場に第38回東庄ふれあいまつりが開催されました。約1万人もの方々が来場、参加をしております。

次に、水道関係では、重要配水管更新工事等4件の工事と配水管更新詳細設計業務委託を契約しております。

最後に、18ページ目、上段の東庄病院の関係でございますけれども、一日あたりの平均患者数は、一般病床入院患者数が16.2人、介護医療院入院者数が約36.8人、外来患者数が97.1人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

それでは、教育委員会行政報告をさせていただきます。お手元の資料、19ページをご覧ください。

初めに、教育委員会関係でございます。9月から11月にかけて定例教育委員会を3回行いました。また、教育委員による学校施設訪問を10月15日に行いました。

続いて、学校教育関係です。会議としては、資料のとおり、こども園令和8年度園児対象入園説明会他4件の委員会や協議会等を行っております。令和8年度のこども園入園募集は、町内該当者57名に対しまして、町内で54名の応募があり、応募率は94.7%でございます。

次に、契約関係でございます。東庄小学校南校舎特別教室照明改修工事他4件の契約を行いました。詳細は資料のとおりでございます。

続いて、指定寄附関係です。東洋合成工業株式会社千葉工場様から、東庄町奨学基金として200万円の寄附をいただいております。その他になりますが、10月10日に中学生議会を行いました。中学生が町政に対する施策を理解するきっかけと

なったと思います。また、町政への興味関心が高まったと感じております。次年度も引き続き計画をしたいと思っております。

次に、生涯学習関係に移ります。初めに、生涯学習事業でございます。自然観察会、東庄町文化祭などを行っております。特に、東庄町文化祭においては、約1,500人の方々が会場を訪れ、文芸の参観や様々な作品の鑑賞を行いました。ご協力ありがとうございました。

社会体育事業としましては、資料のとおり、スポーツ推進委員会をはじめ、様々な会議、行事を行っております。なお、東庄町スポーツフェスタにおいては、秋晴れのもと行われ、約500名の参加がございました。皆さん、ご協力ありがとうございました。

公民館事業としましては、お手元の資料にあるとおり、様々な会議や講座を開いております。

続きまして、文化財事業でございます。10月24日に千葉県史跡整備市町村協議会大会が本町で開催されました。

続いて、契約関係でございますが、ドローンによる沼闕城他、測量業務委託の契約を行っております。

社会教育関係につきましては、社会教育委員会他2件の行事を行っております。

次に、図書館関係です。東庄町図書館協議会の開催、秋の読書スタンプラリーの実施などを行っております。図書の貸出数と返却数は資料のとおりでございます。

最後に、学校給食センター関係です。指定寄附の関係につきましては、有限会社ブライトピック千葉様、東庄町養豚経営者協議会様からそれぞれ学校給食用食材として豚肉の寄附をいただいております。

以上で教育委員会関係の行政報告を終わりにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

1 1 番、高木です。本町の諸課題ということで、四つほど質問させていただきます。

まず第 1 番目に、耕作放棄地と後継者不足について。

稲作は弥生時代に始まり、日本の伝統文化であり地域経済を担ってきた重要な作物です。米は、日本人の長寿や健康にも重要な役割を果たしています。日本人の主食であるお米の値段は 3 0 年前と変わりなく、周りの物の値段が上がり続けています。稲作農家の平均時給は 1 0 円程度とされています。これでは稲作農家の後継者は育ちません。近江商人の理念に三方よしがあります。売手よし、買手よし、世間よしを同時に追求することです。生産者が適正な利益を得、消費者が値段に納得、生産者は稲作を通じて地域社会の環境や食料の安全保障等、社会に貢献すること、稲作農家には生産者にも消費者にも満足していただけるような値段で、いつでも安心して買うことが出来るということが求められています。

そこでお尋ねします。

1、日本の水田の 4 0 % は中山間地であり、大規模農業には不向きとされています。耕作放棄地の多い現場は中山間地です。耕作放棄地はそのまま放置するのでしょうか、または対策があれば伺いたします。

2、新しく稲作を始めようとする人にとっては、どれくらいの収入があるのかというのが絶対条件かと思えます。中山間地においては、3 ないし 5 ヘクタールが環境にも良い農業規模かと思えます。続けて営農していくには、キログラムあたり 1, 0 0 0 円ぐらいで販売出来なければ経営は成り立ちません。キログラム 1, 0 0 0 円は高いと思うかもしれませんが、首都圏にはその価格でもエコで安心なお米を求める人は大勢います。そんな販売戦略は立てられませんか。

3、耕作放棄地をなくすことも、安心して営農を続けていくにも、ブランド化したお米の販売戦略を立てることが必要です。地域おこし協力隊の力が必要かと思えますが、町としてどのように考えますか。

続いて、2 番目、太陽光パネルの設置について。

町内では、耕作放棄地を中心に太陽光パネルの設置が多く見受けられます。太陽光パネルはクリーンな自然エネルギーというイメージが強くありますが、2 5、ないし 3 0 年でパネルは廃棄物として処理しなければなりません。責任を持ってパネルを処理してくれれば良いのですが、鉛やカドミウム、有機化合物の発がん性の人

体に悪影響を及ぼす有機物質が流出する可能性が示唆され、廃棄処理も確立されていないのが現状です。法整備も不十分で心配です。その時に備えて十分な対策は考えるべきです。町はどのように考えますか。

### 3、地域活性化について。

少子高齢化により、人口減少は年々加速化されているように思います。本町においても地域コミュニティーの機能低下や様々な担い手の減少、空き家や耕作放棄地の増加などが問題となっております。放置される空き家や耕作放棄地が増えることで景観の悪化を招いております。このような諸課題の解決には、まず、集落の活性化が必要ではないかということで、令和5年3月議会で、集落振興支援や集落活性化対策について質問しましたが、内部で十分検討するということでしたので、現在の状況についてお伺いいたします。

### 4 番目、道の駅について。

道の駅については、15年ぐらい前より何人もの議員から何回も質問があったかと思いますが、結論に達していません。道の駅は、やり方によっては利益を十分に得ることが出来ます。また、道の駅からの情報発信により、本町のファンが増えることにより、ふるさと納税への協力者も多くなることは間違いありません。道の駅とふるさと納税で数億円の収入も夢ではありません。道の駅を立ち上げる熱意、熱量はあるのでしょうか。町としての考えをお伺いいたします。

以上で私の第1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行います。よろしく申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、私から高木議員の一般質問のうち質問要旨1の耕作放棄地と後継者不足についてお答えいたします。

初めに、耕作放棄地の対策についてお答えをいたします。

本町の耕作放棄地は、議員がおっしゃるように中山間地と総称される作業効率が悪い山間の谷津田や日当たりの悪い水田、面積が小さい圃場などに多く存在しております。耕作放棄地が増加している背景には、農業者の皆様の高齢化、離農、担い手の不在など、様々な要因が考えられます。

町では、国の制度に基づき、令和6年度に地域計画を策定いたしました。これは農地と担い手の現状と今後を見える化し、将来の農地利用の在り方を地域ごとに検討していく基礎となるものでございます。今年度は地域計画のブラッシュアップを図るため、各地域において、協議の場として継続的に座談会を開催してきております。この座談会において、耕作放棄地となりやすい集約化や機械化が難しい非効率とされる農地についても、他地域からの希望者を募り、担い手確保に向けた話合いなども行ってまいりました。

また、町では、耕作放棄地を農地として再生する農業者を支援する補助事業として、東庄町耕作放棄地再生事業補助金を令和7年4月からスタートさせております。早速9月に申請がございまして、現在、水田において0.7ヘクタールの農地の再生に取り組んでいるところでもございます。

町としては、今後も耕作放棄地の発生を防止していくために、地域の農業者の皆様と話合いにより農地が耕作放棄地とならないよう、取り組んでまいりたいと考えております。

また、耕作放棄地再生事業についても、広報、ホームページ等を活用し、周知を図ってまいりたいとも考えております。

次に、新たに稲作を始める人が必要とする収入の条件、販売戦略についてお答えをいたします。

販売収入や経費はどのぐらいになるのかというような情報は、農業を始められる方にとって当然気になる場所であると認識しております。議員がおっしゃるとおり、山あいでの農地においては、傾斜や段差なども考慮すると、経営面積が少ない中で耕作していかざるを得ません。しかしながら、生産者の方の中には、そのような農地で生産した有機や無農薬の安心安全なお米をホームページであったり、SNSなどを活用して宣伝し、議員が示された価格に近い価格で販売されている方もいらっしゃることも把握しております。

どのような取組をされるかは、経営者である農家さんが個別に決められることであるとは考えておりますが、座談会等の話合いの場で、農家さん同士が情報共有し、方向性を見つけていただきたいと思いますとも考えております。

続きまして、ブランド化した米の販売戦略、地域おこし協力隊の力も必要であるのではないかとのご意見についてお答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、耕作放棄地を減らすことや農業者の皆様が安心して営農を続けていくためにも、ブランド化した米の販売戦略を立てることは必要なことであると思います。町の取組といたしましては、現在、東庄町農村ふれあい塾の事業において、販路拡大に関するPR活動について助成を行っておりますが、販売戦略については、更なる工夫が必要であると考えております。

お米のブランド化や販売戦略につきましては、地域の農業者の皆様やJAなどの関係機関、他の市町村の取組など、様々な意見や取組を参考に議論を行っていくことが重要であると考えております。

また、地域おこし協力隊につきましては、本年度、農業分野でも応募者はありましたが、残念ながら要件等が合わず、委嘱には至りませんでした。町が必要と考えている人材と隊員を希望する方のマッチングが重要でございますが、東庄町の農業に貢献したい、そのように希望する方が今後現れるかもしれません。そのような方が地域おこし協力隊として活動され、米のブランド化や販売戦略の立案にも携わっていただければありがたいと考えておまして、来年度も募集したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それでは、私から、2番目の質問である太陽光パネルの設置についてお答えいたします。

太陽光パネルの廃棄処理問題は、本町においても重要な課題として認識しております。町議のご指摘のとおり、太陽光パネルの大量廃棄は2030年代前半から本格化することが予想されており、この増加に対処するためには、適切な廃棄方法とリサイクルシステムの整備が必要だと考えております。太陽光パネルの処分について、国は、将来の大量廃棄問題に対応するため、環境省と経済産業省が連携して検討会を設置しており、リサイクル義務化に向けた検討を進めています。

また、さきの11月12日の参議院予算委員会において、首相は、来年の通常国会で使用済み太陽光パネルのリサイクル義務化法案の提出を目指す考えを示しており、国による法制度の整備が進展している状況です。

本町といたしましては、第1に、国の法整備の動向を注視し、義務化される制度の

詳細が決定次第、町民並びに事業者に対して適切な情報提供を行います。

第2に、太陽光パネルの設置者に対して、導入段階から廃棄処分計画の策定と費用積立の重要性について啓発いたします。廃棄処理には相応の費用が生じることから、事前の準備が不可欠となります。

第3に、今後の不法投棄や不適切な処理を防止するため、県と共同し、許可を受けた産業廃棄物処理業者への引渡しを基本とした適正処理体制の周知に努めます。国による法整備完了まで関連情報の収集に努めると共に、必要に応じて県や関係機関と連携し、町民や事業者に対する情報提供と啓発活動を推進してまいりたいと考えています。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、質問要旨3、地域活性化と集落支援について私の方からお答えいたします。

議員のおっしゃるように、東庄町でも近隣自治体と同様に高齢化は進行し、令和7年4月1日現在の高齢化率は41.30%、県内で13番目に多くなっております。10年前の平成27年と比較した場合、総人口では2,241名の減少に対し、65歳以上人口は346名増加しており、高齢化率は8.6%高くなっております。町といたしましても、人口減少への対策は最重要課題の一つであると考え、移住定住支援の充実や空き家・空き地バンクへの強化等の対策を進めております。

なお、地域の活性化には、各区、各自治会の健全な運営体制が欠かせないものと町でも認識をしております。

令和5年3月議会時に各区への支援体制について検討する旨の回答をいたしました。その後、令和5年度には、各区の所有する防犯灯の灯数に応じて電気料を補助する防犯灯電気料金支援金を総額149万4,000円補助しております。

令和6年度には、各区の防犯灯電気料金の削減を図るため、防犯灯修理補助金の防犯灯LED化部分の補助金額を増額し、8月以降のLEDへの変更に対して35灯、17万5,000円の補助額増額となりました。

今年度は、各区に対する区運営交付金及び防犯灯維持管理助成金の内容見直しを

実施し、また、新たにごみ集積場管理助成金を創出することで、前年度と比較し、総額で325万6,000円ほどの増額となり、全ての区において助成金額が大幅に増額となっております。

また、町では年3回開催しております行政協力員まちづくり会議においても、各区行政協力員の皆様から様々な要望、ご意見を頂戴し、各区の活性化の実現に向けて対策を講じております。

続きまして、質問要旨の4番、道の駅設置についてということで、こちらについても私の方からお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるように、道の駅については、これまで多くの議員の皆様よりご質問をいただいております。その中で、旧橋小学校と利根川河口堰周辺が道の駅の候補地として検討されておりました。その後、旧橋小学校については、今年2月の臨時議会の全員協議会で説明をさせていただきましたとおり、町の防災施設と郷土資料整理室、教育支援センターとして町が利活用していくということで説明をさせていただきました。

また、利根川河口堰周辺についても今年の3月議会で質問がありましたが、新宿地先の町有地が国土交通省の定める面積要件を満たしていないため、道の駅ではなく公園として整備することになりました。

現在のところ、道の駅の要件を満たす町有地を所有していないため、道の駅を整備する計画はありませんが、今後、条件が整いましたら、議員のおっしゃるように、町の活性化につながる施設ではありますので、整備の検討をしたいとは考えております。

私からの答弁は以上となります。

議長（柳堀 忠君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それでは、2回目の質問をいたします。

耕作放棄地と後継者不足について。

耕作放棄地と後継者不足については、10年以上前から言われてきたことですが、その状況は年々、益々深刻さを増大させています。町では、国の制度に基づき、地域計画やいろいろな補助金事業に取り組んでおりますが、一向に効き目がありません。

平山の椎名運送店より窪野谷、愛宕神社下までの町道305号線沿い、約1キロメートルほどに約8ヘクタールほどの水田はほとんど全て耕作放棄地になっております。窪野谷土地改良区内の水田においても、約20ヘクタールの水田が耕作放棄地となっており、10年後には30ヘクタール、15年後には全ての土地が耕作放棄地になる可能性があります。

国の農政は、減反と消費者目線の低価格米を流通させることでした。国会での質疑応答の中でも、平均的な農家の時給は10円にしかないということでした。これでは後継者は育ちません。水田の土地所有者にとってもつらいことであり、耕作放棄地に囲まれて生活する人は少なくなり、外へと流出しています。人口減少です。

町は、少子化対策として、子供が生まれてから高校生ままで祝い金や補助金等、いろいろ対策をしていますが、一向に効果は上がっていません。住んでいる家の周りが荒れ放題になっていて、人はその土地に根を下ろして生きていくのでしょうか。農業者が耕作を放棄したのは、生きていくための決断なのです。耕作放棄地をなくす方策は、国の農政では出来ません。町独自の農政が必要です。町の考えがありましたらお聞かせください。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えをいたします。

議員がおっしゃるように、耕作放棄地対策は大変難しい問題でございます。耕作放棄地の発生を防止していくためには、地域の農業者の皆様と共に話し合いにより、町の目指す方向性を定めていく必要があると思います。町としては、今後も積極的に座談会など、地域の方々と話し合いの場を開催してまいりたいと考えております。議員の皆様にも是非この話し合いの場にご参加いただき、助言等をいただければ幸いです。ご協力のほど、よろしく願いいたしまして、回答といたします。よろしく願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

耕作を放棄するという事は、農業経営が倒産したということでしょうか。町のGDPが縮小し、人口減少にもつながります。たかが耕作放棄地と考えず、町の将来がかかった問題ですので、真剣に考えてくれることを望みます。

続いて、2番、太陽光パネルの設置について質問します。

太陽光パネルの大量廃棄問題について、国においても、リサイクル義務化法を整備する方向で進んでいるということでしたので、安堵いたしました。太陽光パネルが、耕作放棄地を中心に安易に設置されているように思われます。反射による被害、景観の悪化も懸念される中、耕作放棄地だからといって、あまりにも簡単に農地転用されているように思われます。農業委員会のご所見を伺います。

議長（柳堀 忠君）

農業委員会事務局長、竹田寿幸君。

農業委員会事務局長（竹田寿幸君）

それではお答えいたします。

耕作放棄地への太陽光パネルなどの設置は、議員がおっしゃるとおり増加傾向にあり、それに伴い、農地を農地以外のものにする、いわゆる農地転用の相談も多くなっております。

耕作放棄地などの農地転用の許可の決定に至るまでの流れといたしましては、農業委員会で農地転用の相談を受けた際に、千葉県が定める農地転用事務指針に基づき、農地の立地基準の農地区分と照らし合わせ、農地転用が可能な農地であるか確認を行います。

また、町での判断が難しい案件につきましては、香取農業事務所と協議をいたします。協議などの結果、農地転用手続きが可能であると認められる場合は、隣接地権者への事業説明、被害防止対策、事業計画との整合性などの確認後に申請書を受領いたします。受領後は、事務局による書類審査、申請者、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局の立会いによる申請地や周辺の土地利用状況等の現地確認調査を行った後、農業委員会定例総会で審議をし、許可相当、不許可相当の意見決定を行い、県へ意見書を付して、申請書一式を進達いたします。進達を受けました県は、町からの意見書や添付書類等により審査を行い、必要であれば現地調査を実施し、農地法の規定により最終的な許可、不許可、却下の決定を行います。

以上のことから、耕作放棄地の状態である農地においても、農地転用には農地法

などの規定に基づく審査がございますので、適正に許可決定がされているものと考えております。

今後も農地転用につきましては、慎重審議を行い、所管の香取農業事務所と連携、調整を図りながら、適切に判断してまいります。

私からの回答は以上のとおりです。

議長（柳堀 忠君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

住宅の近くの耕作放棄地も環境や景観の悪化を招きます。耕作放棄地の農地転用で住宅が建設されるのであれば問題はないと考えますが、太陽光パネルの設置をされた場合、反射による被害や景観の悪化等も懸念されます。住宅地近くの太陽光パネルの設置のための農地転用は、慎重にすべきだと思います。太陽光パネルの設置に関する条例等も必要かと思っておりますので、早急に検討されることを望みます。

続いて、地域活性化について。

集落で一番の問題は、人口減少にあります。昭和の初め頃は、農業をなりわいとしている人はほとんどであったと思います。今では数名ほどです。みこしを担いだ祭りや集落内の道の清掃や草刈り等の町内行事はありません。地域コミュニティーの機能低下があり、アパートで暮らしている人の人間関係のようで、内向きで、自分だけというような空気が漂っています。

行政協力員さんからの要望で、支援金、補助金、交付金、助成金等の僅かな予算では、地域の活性化になるとは思いません。集落内の道路の清掃や草刈り、収穫祭や子供などの参加する餅つき大会、独り暮らしの人の見守り等の行事に対して、町のサポート、支援が必要ではないでしょうか。

集落活性化対策としての集落支援は、町の予算の1%ぐらいあってもいいのではないのでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員のおっしゃるように地域の集落内での関わり合いについては、希薄になって

きていると感じられます。ただ、そのような状況下であっても、各自治会において側溝の清掃や草刈りなどの奉仕作業、こちらについては実施されておりますし、また、地区ごとの祭礼や子供会行事なども継続して実施されております。

各種行事等に対しましては、町でも可能な限り支援、サポートをしております。一例としまして、まちづくり課では、地域での道路側溝の清掃をする際に、重機が必要な場合は、借上料金を負担しております。

また、健康福祉課では、子供達に対し、児童館で各種イベントを開催したり、独り暮らしの高齢者の方々等に対し、見守りネットワーク事業として訪問して安否確認を行うなど、各担当課で様々な支援体制を築いております。行政協力員の皆様から地域の要望等を上げていただき、町といたしましても、出来る限りの支援を実施していく考えでおります。

私からの答弁は以上となります。

議長（柳堀 忠君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

地域活性化について。

町からの支援金、補助金、交付金、助成金等をいただくことだけが地域の活性化ではなく、そこに住む人が地域をよくするためにいろいろな行事に積極的に参加することで、その地域を活性化させると思います。集落の健全な運営体制が地域の活性化であり、町の活性化であると思います。

集落からの事業計画の申請により、町のサポートと集落振興支援が必要かと存じます。早急にご検討されることを望みます。

続いて、道の駅について。

道の駅については、国道356号バイパスが完成時、利根川河口堰周辺に設置をしたいといつも答弁していたと思います。356号バイパスの完成が条件であったと思いますが、ほごになったのでしょうか。最近では条件を整えばと言われますが、条件は幾つあるのでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

国道356号バイパス新宿地先の町有地の件でありますけれども、こちらにつきましては、国土交通省の定める面積要件を満たしていないということで、道の駅ではなく町の公園ということで整備をしております。

また、道の駅を設置する条件についてということでもありますけれども、こちら令和5年の6月議会においても質問等ありましたけれども、国土交通省が定める道の駅整備基準としましては、周辺地域の観光資源や特産品が豊富であること、自治体や地域住民の協力を得られること、主要幹線道路であり、概ね一日あたり5,000台以上の交通量がある路線であることなどが挙げられております。

また、その他、無料で24時間利用出来る十分な駐車場、清潔なトイレ10基以上、子育て応援施設や道路及び地域に関する情報提供の場が整備され、文化教養施設や観光レクリエーション施設などの地域振興施策があること、バリアフリー化などということが挙げられております。

また、最近建設されています近隣の道の駅を見ますと、面積で1万平方メートルから1万5,000平方メートルの規模がありますので、これらが道の駅を建設する際の基準ということとなっております。

私からの答弁については以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

最後の質問、道の駅についてですが、国道356号バイパスは、佐原、銚子間のうち、東庄町区間だけの開通であり、交通量は概ね三、四千台ぐらいではないかと思われます。バイパスが全線開通すれば、交通量も大幅に増えると思われれます。全線開通するまでは、最短でも15年ないし20年ぐらいは必要なのかなと思われれます。現在の交通量では、道の駅の設置基準に達していないこととなります。いろいろある条件の中でも、交通量については、町としてもどうすることも出来ません。道の駅が、夢のまた夢となった思いです。

以上で質問を終わります。

議長（柳堀 忠君）

以上で高木武男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前11時05分からとします。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時05分 再開)

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

13番、山崎でございます。柳堀新議長のもと、これからもアンテナを高くし、町民のための政策提言が出来るよう努力してまいりたいと決意しております。

それでは、通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

大きく2点について質問させていただきます。

初めに、食品ロス削減について伺います。

日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスは年間約464万トンとされています。実際に食品ロスを出す割合を見ると、食品関連事業者が全体の55%で、残りの45%は家庭からのものであり、大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、地域における食品ロスを減らす取組は大変に重要であると考えます。

この食品ロスの削減は、気候変動対策としても重要であり、廃棄における直接的に生ずる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造、加工、流通、卸、小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくありません。食品ロス削減への住民運動の更なる推進は、非常に重要であると理解しております。

国連が掲げる持続可能な開発目標、SDGsの目標12に「つくる責任、つかう責任」があります。そこには2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させるとあります。日本で1年間に生まれる食品ロスの量は、国連世界食糧計画が紛争や災害などの影響で飢餓に直面している人々へ実施した食糧支援の量とほぼ同等になるとされています。また、先進国で無駄になった食品の廃棄で発生する温室効果ガスは、年間30億トン以上で、これも大きな問題であります。

まず、企業側がやるべきこと、また、私達一人一人が実践すること、更に自治体が取り組まなければならないことがあると考えます。現在の地球温暖化に対し不安を持たない人はいないのではないかと考え、本日の一般質問を行わせていただきます。

最初の質問ですが、食品ロス削減に対して、町はどのような啓発活動をされているか伺います。更に、小中学校における取組はどのようにされているかも併せて伺います。

この後は自席にて行わせていただきます。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それでは、私から食品ロス削減に向けた啓発活動についてのご質問に対し、お答えいたします。

本町におきましては、食品ロスの現状と削減の重要性について、町広報紙や町公式ウェブサイトを通じて周知を図っているところでございます。

また、町総合計画基本計画においても、地域資源の有効活用や環境保全の観点から、ごみリサイクル収集体制に関する施策の一つとして、食品ロス削減を位置づけ、継続的に取組を推進しているところでございます。併せまして、公共施設に啓発ポスターを提示することにより、町民の皆様に対し、分かりやすい形で情報発信を行っているところでございます。今後も更に積極的な周知を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

私からは、小中学校における取組についてお答えいたします。

食品ロス削減の取組として、栄養教諭による給食時の訪問回数を増やし、給食の配膳状況や喫食状況を確認し、献立作成や調理方法に反映させています。

また、新しい献立を取り入れたり、教師が食品ロスについて指導しやすい資料の提供をしたりしております。

各学校においては、教師の指導のもと、個別の事情に応じて盛りつけの工夫をしております。また、給食を落ち着いて、しっかり味わって食べられるような環境を整

えています。

食品ロス削減は、持続可能な社会の実現を目指す上で重要なテーマであり、各教科の指導においても積極的に取り組んでいます。道徳や家庭科、社会科の授業などを活用し、食品ロスの問題やSDGsの内容に触れた授業を実施し、児童生徒の意識の向上を図っています。

私からの答弁は以上となります。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

町民課の答弁なんですけれども、広報紙等で啓発活動をされているとのことですが、なかなか浸透させることは難しいのではありませんか。広く浅くも一つの方法ですけれども、集会やイベント等、人が集まる機会に少ない人数でも顔の見える啓発活動をすることが効果的ではないでしょうか。見解を伺います。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

町議のご指摘のとおり、広報紙等による一方的な情報提供だけでは、町民の皆様に対する啓発活動の浸透が限定的になる傾向があります。町民の方々と顔の見える対面的での啓発活動は、理解促進や行動変容につながる効果的な取組であると考えます。今後は、町の各種イベントなど、多様な機会を活用し、町民の皆様との対話を重ねながら、生ごみの減量や堆肥化の重要性を丁寧にお伝えし、生ごみの分別方法やコンポストの利点、悪臭、害虫対策などの実践的な情報を詳しく説明し、町民の皆様のご理解とご協力を得られるような啓発の場づくりを進めてまいりたいと考えます。

広報紙等による広い情報発信と町の各種イベント等での少人数による対面型の深い啓発活動を組み合わせた多層的な啓発活動を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。実際に体験してみることも重要だと考えますので、進めていっていただきたいと思います。

次に、教育課の答弁ですけれども、小中学校の取組についてですが、教職員の方々も意識を持って取り組んでくれていると理解いたします。

そこで、学校給食のことですが、食べ残しは減っていると伺っております。しかし、全くないというわけではないはずです。私の娘が中学校に在学中は、食べ残しや調理過程での食物残渣は、地元の養豚業者の方が引取りに来ていると聞き、大変良いことだと思っていました。私はその後もずっと続いていると思込んでおりましたが、現在はどうなっているか伺います。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

以前、残渣の引取りを行っていただいた養豚業者は廃業されており、現在は脱水処理を行った上で、廃棄物として処理をしております。

給食残渣の受入れにつきましては、他の養豚業者にも確認いたしましたところ、防疫上の観点から難しいとの回答を得ております。残渣の再利用につきましては、堆肥化などの方法もございますので、関係機関の意見を参考にコスト面などを含めた多角的な検討を進めてまいります。

私からの答弁は以上となります。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

養豚業者の件ですけれども、我が町は無菌豚など、ブランド肉を生産されているところが大勢を占めているところですので、承知いたしました。

ただ、学校給食の食物残渣については、子供達への環境教育においても、このままでは良くないと考えます。大きな課題と捉え、一部事務組合を含め、他の自治体の状況を把握して、一番効果的な方法で早急に取り組むことを提案いたします。

次の質問要旨に移ります。

現在、日本のごみ焼却には年間2兆円以上の経費がかかっており、そのうち4割以上が食品とのことです。単純計算で8,000億円以上の税金を使って食べ物を燃やしているのです。食料自給率が38%の日本において、環境負荷をかけながら、これだけの食料が燃やされていることは大きな問題かと考えます。ごみの施策として、生ごみの分別及び堆肥化に取り組む自治体があります。我が町も生ごみ処理機やコンポスターの購入に対して助成を行っていることは承知しておりますが、どのくらいの方が利用されているか、また、啓発活動をされているか伺います。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本町における生ごみの分別及び堆肥化、コンポスターに関する助成状況についてご説明いたします。

本町では、東庄町生ごみ減量化促進事業補助金といたしまして、生ごみ処理機及びコンポスターの購入補助を平成3年度より実施しております。令和6年度における補助実績は、電動生ごみ処理機が5件、コンポスターが4件、合計9件となっております。

町内の全世帯約5,300世帯のうち、累計で延べ509世帯が制度を利用している状況でございます。

この制度の周知については、引き続き取組が必要と認識しておりますので、今後も広報紙や町のウェブサイトなどで啓発活動を行ってまいります。更により多くの町民の皆様に取り組んでいただけるよう、周知方法の工夫も併せて考えてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。

生ごみは80%以上が水分であるため、焼却することは非効率的です。お隣の韓国では、1997年頃から生ごみの分別を義務化し、利用者が実際に使用した量に

応じて料金が発生する重量課金制を導入した結果、生ごみリサイクル率を98%まで向上させたとのことです。

また、福岡県大木町では、生ごみを減らすことで、年間3,000万円のコスト削減を実現し、液体肥料化にして町民に提供しているとのこと。残念ながら我が町は、個人で堆肥化に取り組んでいる家庭はあまり増えていないように見受けられます。意識はあっても、住宅事情等でコンポスターや生ごみ処理機を設置出来ない方もいます。そのようなことから、集落ごとに生ごみの集積所を設置し、堆肥化に取り組んでいる地域もあると聞いておりますが、見解を伺います。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

地域単位での生ごみ集積所による堆肥化への取組についてということで、町議のご指摘のとおり生ごみは水分含有量が多く、焼却処理には多くのエネルギーを要することから、可能な限り減量化及び資源化を推進することが重要であると考えております。

一方、本町においても住宅事情により、全てのご家庭で個別に堆肥化を行うことが難しいことも承知しております。そうした現状を踏まえ、ご提案のあった集落や地域単位での生ごみ集積、堆肥化は個々の負担を軽減しながら、地域全体での資源循環を実現する有効な方法であると考えます。

ただし、集積所の設置には、悪臭や害虫の発生防止、管理責任の明確化など、解決すべき課題もございます。そのため町といたしましても、これらの課題を踏まえつつ、地域住民の皆様の合意形成を前提に、地域で意欲的に取り組もうとされる場合には、他地域の事例紹介など、技術的な助言を行うなどして可能な限り支援してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

私もかつて電動生ごみ処理機を設置しておりました。電化製品なので、10年弱で壊れたかと思えます。現在は、設置する場所もなく、購入することも出来ません。

コンポスターもなかなか初めてやるのにはハードルが高くて、手とり足取り教えてもらわないと出来ないのかなと、Y o u T u b e で見たりしても、これ自分に出来るだろうかという思いで、まだなかなか一歩踏み込んでおりません。そういう方が多分大勢いらっしゃるのかなと思います。何かの機会で、そういうみんなでやれる機会があれば推進出来ていくのではないかなと思います。町民に意識を持って取り組んでいただくことが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に町として、食品廃棄を減らす取組で現在行っていることはありますか。また、成田市残さず食べよう！30・10運動の推進に関する条例が本年4月1日に施行されました。我が町としてはこの取組をどのように考えるか伺います。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それではお答えします。

まず、本町の取組といたしましては、東庄町社会福祉協議会やボランティア団体が実施するフードバンク活動や、みんなの食堂に対し後援や協力を行っております。

これらの活動では、まだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品を企業や家庭から回収し、食料支援を必要とする方々や社会福祉施設へ無償で提供しており、食材の受入れ体制を整えております。

併せて、規格外品や過剰生産の野菜等を活用することで、実質的な食品ロス削減にも寄与しているところでございます。

次に、今年4月1日に施行されました成田市の残さず食べよう！30・10運動の推進に関する条例につきまして、本町としての考え方を申し上げます。

30・10運動とは、多数の者が集まる会食等において、会食等の開始後30分間にあつては、自席で料理を味わう時間を、会食等の終了前10分間にあつては、自席に戻り、再度料理を楽しむ時間を設けることで、提供された食事の食べ切りを呼びかける取組であり、県内でも多くの自治体が推進しているところです。成田市の条例は、食品ロス削減に向けた具体的な行動を促す模範的な取組であり、市民の意識向上にも大きく寄与するものと考えます。

現時点で、本町としては、このような条例化を直ちに進める予定はございませんが、町内の状況や他自治体の効果を注視しつつ、町民の皆様のご意見を伺いながら、

本町の地域特性に応じた食品ロス削減施策を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

食品廃棄については、小さな取組から始まるものと考えます。食料支援を必要とするところにうまく送れる仕組みが出来ると良いと思います。

30・10運動については、私も条例にする必要はないかと思いますが、すぐにも取り組めることですので、議会や役場内での懇親会の席でも実践していくべきではと考えます。幹事の皆さんにご理解いただき、早速進めてまいりませんか。まずは一人一人の小さな取組から始めることが大きな結果につながると思っています。

次に、質問事項2の高齢者への終身サポート体制の充実について伺います。

日本総合研究所の試算によると、身寄りのない高齢者、配偶者や子供、3親等以内の親族がいない高齢者は、2024年時点で約286万人ですが、2050年には約448万人に増加すると推測されています。これは、高齢者全体の約11.5%に相当し、9人に一人が身寄りのない状態になる計算です。

また、未婚化の進展により、子供のいない高齢者は、2024年の459万人から2050年には1,032万人に倍増すると見込まれています。このような状況により、施設入所や入院時の身元保証人の確保が困難になる他、遺体の引取り手がない高齢者が増える懸念が指摘されています。行政は対応に追われることが推測され、何かしらの準備が必要かと考えます。我が町においても、独り暮らしで身寄りのない高齢者の方々からお墓のことや各種手続きについての相談が増えています。

そこで、身寄りがなく、頼れる親族がいない高齢者等の現状を伺い、直面する課題等についてお聞きします。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターに来る相談では、独り暮らしで今後のことが心配であるという相談や、介護が必要となってきたが一人でどのよ

うにしていけば良いかなど、独り暮らしの方からの相談はこれまでも時折ございました。多くの場合、親族の方がどこかにおり、地域包括支援センターが支援に入ることと対応を行っておりました。

また、生活保護を受給されている方には身寄りがない方が多いため、町長が身元保証人となり、手続きを行っています。

その他、判断能力が低下してきている方は、日常生活自立支援事業や成年後見制度につなげ、手続き等をしていただける支援者を付けますが、成年後見制度では、身元保証人の対応は出来ないこととなっており、後見人等と地域包括支援センターが連携しながら、必要であれば町長が身元保証人となり、対応しています。

今後、独居高齢者は増加することが見込まれます。それに伴い、身寄りのない方も増加していくことが予想されます。身元保証人を依頼出来る民間業者も増えてきていますが、契約料金が高額であり、利用出来ない方もおります。町としても、そのような方への対応の仕組みについて検討する必要があるかと思えます。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。昨今、身寄りのない高齢者は都市部だけの問題ではありません。親族がいても、離れた地域に住んでいる、または疎遠になっているなどの理由で頼れない方も多くいると推測されます。現状は、地域包括支援センター、町社会福祉協議会、民生委員、あるいはケアマネさん等の連携で、このような方々に寄り添ってくださっていると思います。しかし、これからはこのような方が益々増えることが予想されます。答弁にもありましたが、終身サポート事業を民間で行っているところは増えているようですが、費用が高額で利用出来ない方が多いのではと考えます。そこで、市民後見人制度を取り入れている自治体があるようですが、これについて我が町の見解をお聞きします。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

市民後見人とは、市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして、後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方です。市民後見人には、後見人となる親族がいないような場合でも、身近な存在として本人の意思をより丁寧に把握しながら、後見人等事務を進められる強みがあります。

町では、成年後見制度を利用する方が少なく、弁護士や司法書士等がなる後見人を利用している状況です。

また、近隣では、銚子市が市民後見人養成基礎研修を実施しています。

今後、市民後見人に関する関心や要望が高まった際には、町社会福祉協議会や関係機関の協力のもと、講演会や研修会を行っていきたいと考えます。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

市民後見人制度については、研修会等を受講し、また責任の重い活動になると思われま。多分銚子市でも研修会は実施しても、成り手はまだいないのではないかと思います。ヘルパーさんとかは、お金に関わることとかは、なかなか入り込めない部分があります。私もいろいろな相談を受けて、ただ、お金のことになると、ご本人も認知が進んでいると踏み込めないところがあります。これからは、こういう方が益々増えていくと思います。何らかの手だてをしなければいけないし、これから町の状況とか、時期を見て考慮していただくことを望みます。

次に、我が町は高齢者に対する終活支援として行っていることはありますか。認知症の方も益々増える傾向であるので、正常な状態の時から準備することが必要と考えます。町では、エンディングノートを作成していると認識しておりますが、どのような形で配布し、活用されているか伺います。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

エンディングノートは、東庄町社会福祉協議会にて、平成25年度に作成してお

ります。希望者に無料で配布し、配布当時はノートの書き方講習会も実施していました。平成27年度までは増刷していましたが、希望者の減少から、その後の増刷はしておらず、内容の更新も出来ていないとのことでした。

人生の最期に向けた準備を元気なうちから進めることはとても重要なことです。地域包括支援センターが実施している出前講座等を通して、エンディングノートが活用出来るように社会福祉協議会と協力し合っていければと考えます。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

エンディングノートは、亡くなった後に残された人に伝えておきたいこと、内容が記されます。これは単にお金や物の場所を伝えるだけのことではないと思います。人生を振り返ったり、思い出を確認したりするきっかけかと思います。明るいイメージの中で、みんなが集まる機会などを利用して、書くことにより、様々気がつくことも出てくるように思います。是非活用出来るようにしていただきたいと考えます。

次に、高齢者に分かりやすく、早い時期から終活に関する悩みや準備を相談出来る窓口の設置が必要かと考えますが、現状はどのようにされているか伺います。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

終活に関する専用相談窓口が現在は設置されておりません。地域包括支援センターが実施している総合相談の中で対応している状況です。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

地域包括支援センターの皆さんは、住民の方の声や民生委員、ケアマネさん達からの情報提供で対応してくださっていることと思います。

新たに専用窓口を設置することは難しいとのことですが、相談内容も多種多様で、

本当にご苦勞されているのではありませんか。これから益々増えていく相談に対応するため、人員を増やすことや、仕事を分担するなど視野に入れ、各部門が連携して町民の安心安全を守る仕事をしていただくことを望みます。

私も終活という言葉が現実的になった年齢です。決して暗いイメージのものではなく、その場面がいつ来ても受け止められるよう、様々準備をしていくことが必要だと思いました。人生の最期を一人一人が考える機会をつくり、周りの人達とお互いさまと言ひ合える地域づくりが必要であると益々実感いたしました。

これからも、ここにおいでの皆様も、私も質問するにあたっては自分もちゃんと実践しなければ質問出来ないと思って、その場その場のいろいろな課題に対して挑戦しております。これからもそのような形で一般質問をさせていただきたいと思ひます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（柳堀 忠君）

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時38分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、宮澤健君。

7番（宮澤 健君）

7番、宮澤です。

先程、高木議員から太陽光パネルについての質問がありましたけれども、若干重複する部分があるかと思いますが、私からは、東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金についてお伺いをいたします。

2015年、国連サミットで採択されたSDGs持続可能な開発目標は、第6次東庄町総合計画後期基本計画でも中心的な考えとなっております。各国が自然保護、環境保護を合い言葉に取組がなされてまいりました。

日本は、3.11、東日本大震災で福島原発が津波により爆発事故が発生して、

放射性物質が拡散し、脱原発、自然エネルギー、再生利用エネルギーの普及拡大を加速させました。アメリカがバイデン政権に替わりDEIが加わり、日本でLGBT法案が可決されたが、トランプ大統領に替わり、180度方向転換し、反DEI施策に動いて、SDGsの目標は維持しながらも、運動としては取組をやめてしまっています。

二酸化炭素を一番多く出し、削減には取り組まず、安価な製品を生産し続けている中国を利するだけで各国の産業衰退を招いているからであると気づいたからです。現在、日本と中国が外交、経済で摩擦が起きていますが、太陽光パネルの8割以上が外国製で、その9割が中国製、アメリカやEUは中国製の太陽光パネルの輸入禁止措置を取っています。一番の理由は、ジェノサイド強制労働の疑いがあるとしています。

そこで、現在の世界的なSDGsの情報加味について伺います。

脱炭素化のための取組、SDGsは世界的には意味がないもので、太陽光パネルを設置する段階でパネルが発電する電気の10年分を必要としていることと、強制労働の疑いがある製品を輸入禁止にしている中、東京都は新築の戸建て住宅に設置義務化を法令化し、いろいろな面から異論が出ています。国内での対応の原点は、総務省や経済産業省でしょうが、町としてはこのような情報収集をして、的確な素早い措置を講ずるべきと思うが、情報の収集、精査を行っているか伺います。

次に、東庄町における住宅用設備等設置補助金事業の目的と要件について伺います。

自然エネルギーの活用で、環境に優しいということで、町としても推奨して補助していると思うが、改めて事業の目的と適用要件について説明を伺います。

次に、東庄町の住宅用設備等設置補助金事業の普及状況について。

現在、東庄町ではどの程度普及しているか、また、設置してある住宅で空き家となっている家はあるのか伺います。

4、総務省消防庁からの太陽光パネル火災における通知について。

太陽光パネル火災について、総務省消防庁からいろいろな留意点が通達されていますが、消防団への周知徹底と火災現場で事故防止策は取られているのか伺います。

次に、太陽光パネルの廃棄処分について。

自然エネルギーの転換、脱原発ということで、いろいろな補助金を用意され、推進

され、普及しているが、当初、耐用年数を迎える2030年頃に大量の廃棄物が出て、最大で40万トンとされています。これはメガソーラーを指しているわけですが、設置補助をすることは推奨しているので、住宅用でも廃棄処理する場合に何らかの補助をしないといけないのではないかと思うので、補助の考えはあるのかお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。次回から自席にて行います。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それでは、宮澤議員の質問にお答えします。

まず、要旨の1番目、現在の世界的なSDGsの情報加味についてということで、脱炭素化に係る情報収集、精査についてお答えします。

SDGsや脱炭素化をめぐる世界的な動向、更には太陽光パネルの製造過程に関する環境負荷や人権問題についてでございますが、これらはいずれも国際的に議論が続いている重要な課題であり、本町としても注視すべき重要な点であると認識しております。

太陽光パネルの製造におけるエネルギー投入量や国際的に指摘されている強制労働疑義などにつきましては、国の関係省庁が発信する通知、ガイドライン等により、最新の動向を把握するよう努めております。

また、併せて、千葉県内の他の自治体の事例調査を継続し、国・県の政策変更があった際には、本町の補助制度や施策にも迅速に反映出来る体制を整えております。

続きまして、要旨2番目、東庄町における住宅用設備等設置補助事業の目的と要件についてお答えします。

本町における脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金は、家庭における地球温暖化対策の推進に加えて、電力の強靱化を図るため太陽光発電システムや蓄電システムなどの住宅用設備を導入する方に対し、予算の範囲内において交付しております。

補助金の適用要件ですが、太陽光発電システムについて申し上げますと、未使用の新規設備であること、設置費を負担して設備を所有すること、電気事業者との特定契約を締結すること、設置住宅の所有者等の同意があること、世帯全員が町税を

滞納していないこと、過去に同種補助金を受けていないことなどの共通要件を満たすことが必要であり、補助額は1キロワット当たり4万円、上限8万円を基準としております。

続きまして、3番目の東庄町の住宅用設備等補助金事業の普及状況についてでございます。

住宅用設備等補助金事業は、平成23年度より開始されており、昨年度までの14年間で延べ352世帯の交付実績がありました。また、この補助金を利用されず、脱炭素化に取り組まれている世帯もあることから、町全体約5,300世帯のうち6%程度は脱炭素化に取り組まれていると考えます。

なお、空家台帳と照合したところ、設備が設置されたままの空き家はございませんでした。

以上で3番目までの答弁を終わりとします。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、質問要旨4、総務省消防庁からの太陽光パネル火災における通知について、私の方からお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、令和6年3月27日、鹿児島県伊佐市で発生したメガソーラーの発電施設の爆発事故により、消防職員4名が負傷するという事案を受けて、総務省消防庁が令和6年4月26日、電気施設等における警防活動時等留意事項についてが発出されています。

この爆発事故は、蓄電池併設型のメガソーラー発電施設で、リチウムイオンの蓄電池の熱暴走が原因で建屋が爆発したと言われてはいますが、明確な特定には至っておりません。

この件に関しまして、香取広域市町村圏事務組合消防本部に確認しましたところ、次のような回答がございました。

まず、ご質問の1点目、消防団員への周知でございますけれども、例年4月に開催しております東庄町消防団役員会議時に香取広域市町村圏事務組合消防団安全管理災害対応マニュアルを配布しまして、各種災害現場での活動、安全管理についての周知は行っておりますが、こちらのマニュアルでは、電気設備火災における留意事

項が不足しておりました。太陽光パネル火災を含め、電気設備火災時は消防署に配置されている電気を遮断するための絶縁手袋、長靴等が、消防団には未配置ということで、消防団員は後方支援活動ということで、立入禁止区域の設定や周辺住民への広報及び避難誘導等にあたるということで、総務省消防庁の通知の周知徹底ということは実施されていないということが分かりました。

次に、火災現場での事故防止策でございますが、常備消防の事故防止策としては国から示されています警防活動時等における安全管理マニュアルにて安全管理を徹底しております。電気設備火災では、最初に到着した消防隊が早期に関係者へ情報提供を求め、必要に応じて電路の遮断を依頼し、絶縁保護具や個人防護具を活用し、感電事故等に留意して消火活動を行います。

また、太陽光発電システムでは、通電状況の把握が難しいので、常備消防が活動危険の情報を共有し、消防団へ周知し事故防止に努め、早期に立入禁止区域を設定し、二次災害防止に努めているということでありました。

私からの答弁は以上となります。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それでは、要旨5番目の太陽光パネルの廃棄処分についてお答えします。

ご指摘のとおり太陽光パネルの大量廃棄が2030年代前半から本格化すると見込まれており、国でも対応が検討されております。町といたしましては、現在のところ住宅用太陽光パネルの廃棄費用に関する補助制度は設けておりませんが、国・県の制度創設の動きや町内の排出量の見通しを踏まえ、将来的な支援の必要性を検討していく方針です。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

7番、宮澤健君。

7番（宮澤 健君）

中国の太陽光パネル製造会社は赤字の状態、ドイツをはじめとするEUがロシアから天然ガスを輸入していて、ウクライナ侵攻から急激に値上がりをし、経済制裁をかけたくても燃料を輸入しているから逆に輸入制限をされたり、自然エネルギー

一、再生可能エネルギーとして太陽光発電を政策的に導入を加速しました。現在8割以上を生産している中国で売れると見込み生産規模を拡大し、コストを下げるためにシリコンの生産から一貫生産をしたけれども、24年は暖冬に加えて節電の生活改善から、それほど無理に太陽光パネルを設置しなくても良いのではないかとということで、中国の太陽光パネルが大幅にだぶついて、年間の需要量の3倍の在庫を抱えている状態から、安売り合戦が始まり、累積で9兆円の赤字になっています。今年の7月に国営企業とも言えるガラス製造会社が倒産をし、政府が乗り出して適正価格での販売に戻すように指導したので、今後は値上がりすることが予想されます。

これまでの安売りで、ヨーロッパやドイツなど、日本を含め、生産が中国に取って代われ、国内生産が出来ず、技術を持っていかれ、中国のGDPだけ上げて、投資した利益は持ち帰ることは出来ないし、環境に優しいというのも疑問符がついております。CO<sub>2</sub>が原因か、太陽フレアが原因か判断出来ていないのが現状であります。

一方、日本国内で科学者の武田邦彦氏や大学教授等が太陽光発電や風力発電は環境に良いどころか環境破壊している。風力発電は植物を枯らし、生物を殺す。風により森林の奥まで酸素を送るのを風力発電により、風力の半分をエネルギーに変えて、半分しか森林に行かないので、樹木が酸欠になり枯れ、生物の、特に絶滅危惧種などは弱いので、谷間など外敵が少ないところで生息しているので、酸欠で生きていけない。メガソーラーは二酸化炭素を吸収する森林を大規模に伐採して設置している。今年の猛暑で木の実が不作でクマが人里に出没しているというけれども、木が枯れ、樹木を伐採して、風力発電の低周波等ですみかを奪っていると言っています。SDGsはまやかしたと、外資企業は今は国連が発売したSDGsのバッジをもうつけていませんし、脱二酸化炭素の企業にメガバンクは融資をもうしていない状況です。

国会議員、与野党かかわらず、半数くらいが再エネ議連に入っているので、利権が絡んでいる事業で、国は今後どのように動くか分かりませんが、2009年の日本のキャノンが開発したペロブスカイトの促進を進めていくのだらうと思います。2030年に普及拡大を目指しているようですけれども、発電コストは現在の太陽光パネルの住宅用で1キロワット16円、非住宅用で10円です。ペロブスカイトのコストは2030年では20円から14円の今のところ試算です。2040年でやっと14円から10円の見込みなので、第二次エネルギー基本計画が2月に閣議決定されていますけれども、高市総理も世界をリードする技術に国が支援して

開発していくという考えでありますので、世界を牽引するために発電コストの引下げ促進を一日も早くと願うところであります。このような情報を適正に収集して事業に反映していただくよう、お願いをいたします。

総務省の発表で、2024年度末の国内のFIT、FIPの認定の電源別設置件数では、太陽光の住宅用が220万1,424件、非住宅用で72万6,952件、風力で6,258件、地熱が120件、中小水力が1,203件、バイオマスが1,084件であります。太陽光が住宅と非住宅で全体の75%を占めています。

空き家でもパネルが設置してある場合は発電するので、火災の危険性は排除出来ませんので、設置されている場所などは何らかの方法で把握しておくことも今度は必要だと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ソーラーパネルが火災になると消せないという話を聞き、調べてみましたら、水で消火は出来るが、感電の恐れがあるので留意点をまとめたものが消防庁から出されておりました。既に幾つかの火災事件が発生し、実際に感電した事故も発生しております。事案はまちまちですが、パネルだけではなく、蓄電池やパワーコンディショナー、あるいは断線により建屋にケーブルが接触していたり、放水の水がたまっていたりと、いろいろなことに注意を払わなくてはなりません。夜間の場合でも火災の炎でも発電はするし、蓄電池があれば電源となります。これらの事故防止のための指示書なり訓練での周知徹底が消防団員に対して必要だと思っております。東庄分署に確認したけれども、香取消防署でマニュアルは作成されていなく、消防庁のメールやホームページの資料で署員に注意喚起し、現場で対応しているとのことでした。

消防団の筒先を持って放水している団員は、周囲の状況は見えていないので、上位者が安全確保しなければなりません。消防団の活動は、初期対応、交通整理、消火活動、そして最後に現場保全という任務があります。私も消防団の時に、全焼したうちで鎮火して常備消防は帰って、次の災害に備えてホースを積み替えたり、水をくんだりしますがけれども、また火が出たら消してくださいということで、消防団がそこにあたって、ちょうど家の真ん中、もう全焼ですから、ろくに燃えるものはなかったんですけれども、真ん中から火が出てきたということで、一生懸命消防団が水をかけて、だけれども1回やめろと言ったら、いや、水をかけてくれと頼まれたということで、それは分かるけれども、上を見てみると、玄関のところに瓦がずれ込んで頭の上にあるわけですね。これは危ないよ、だから1回止めて、違う方から水を出せと

ということで指示をしたこともあります。周りの状況を見ないと分からないです。それを感電する恐れがどこにあるか分からないので、そういった部分もちゃんと、現場保全是消防団だけになりますので、そういったものを周知徹底していかないといけないのではないかなというふうに思います。

また折を見て、そういったものを周知徹底していただきたいというふうに思うわけでありまして。また、そういう方法があればまたお願いします。

最後に、現在、国内には2億枚のソーラーパネルが設置されていると言われております。2030年頃から耐用年数を迎え、大量の廃棄処分が発生すると言われていました。重金属や有害物質が使用されているため再生も出来ないと言われていたけれども、有害物質の表示の義務化が2024年春、スタートしました。メーカー名、製造期間、有害物質の鉛、カドミウム、ヒ素、セレンの4種類の含有情報をデータベース化し、JPEA、日本太陽光協会に登録することになりました。加えて、含有物質の溶出試験結果、破碎状況によりこれは変わるらしいですけれども、あとはガラス組成のアンチモンの情報、有価金属、銀、銅、シリコンなど推奨として、現段階では任意で提出することになりました。リサイクル開発の業者が何件か出ています。耐用年数もどうももう少し延びそうで、設置の場所や条件で変わるので、正確に処分される数量は分からないようです。従って、業者もある程度の数量は受入れ出来る体制ですけれども、処理規模を拡大すべきかどうか迷っている状況です。家庭用の撤去費用は自分で撤去するか、業者に一括請負で委託するかで大きく変わりますが、電気工事士の資格と知識がないと危険です。業者委託した方が無難だと思うことですが、一般的な住宅用だと5キロワット以下の発電でありますので、電気切離し、足場代、撤去、運搬、処分費で30万円から50万円が必要であるというふうな見積りが出ておりました。その他に屋根の補修費も加わります。屋根に直接穴を空けて設置しているために、その穴を後でふさがないと雨漏りするということなので、せんだって私のところにも業者が点検ということで、10年過ぎているので来ましたけれども、2階に上がってみたら雨のシミがありますということで、それを補修するのに一度撤去して、またシートを敷いてやる。幾らかかるのですかと言ったら、百四十何万円というふうなことで、はいご苦労さまでしたと帰ってもらいましたけれども、そういうふうにとただシートをまた引き直すだけでは、また地震があればずっと揺さぶられて、また穴が空くでしょうということで、やりませんで

したけれども、そういった費用がかかってしまいます。

設置して電気代の節約ということで、設置者が果実を受け取るわけでありますけれども、脱炭素化ということで設置を推奨しているのです。撤去にこのような高額な費用がかかる説明は誰も受けていないのではないのでしょうか。メガソーラーなど、10キロワット以上は廃棄等費用積立で1キロワット1万円が適用され、生産者責任で制度化されていますけれども、90%が海外メーカーなのでこれからどうなるか、元までたどれるのかどうか分かりません。2024年7月から太陽光発電設備の廃棄費用を事前に積立てが義務化されていますけれども、今から処分費用の補助の準備を考慮すべきだと思いますが、町の考えを伺います。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それでは、ただいまの今から補助金の準備をすべきではという質問に対してお答えします。

国では、太陽光発電設備のリサイクルなどの推進に向けたガイドラインにおいて、太陽光パネルメーカーや太陽光発電設備の所有者、解体撤去事業者などにおけるリサイクル及び処分の役割を示すと共に、太陽光発電設備のリユース、リサイクルを含む撤去から処分までの現状分析や今後の方向性について検討しています。本町としましては、これらを踏まえ、設置者への周知啓発や、全体の費用負担に関する丁寧な説明が重要であると認識しており、また、適正処理の確保や不法投棄の防止、所有者の負担軽減などの観点からの検討も重要であると考えます。

処分費用補助制度につきましては、国・県の動向を見極めつつ、先進事例も参考にしながら、その必要性和実現可能性を慎重に判断した上で制度化の可否や既存制度との連携を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

7番、宮澤健君。

7番（宮澤 健君）

脱炭素化というような部分で質問しますと、歯科医師で環境省希少動植物保存推進員や三重県公共事業環境検討協議会委員を務める武田恵世氏が、1999年に三

重県の青山高原に風力発電が建設されたので、自然エネルギーを活用した脱炭素化ということで関心を持ち、出資や会社設立を考えていました。2007年に中部電力の子会社のシーテックの部長が来て、発電しなくても良いのです、建設すれば良いのです、補助金がもらえますのでもうかります、是非出資してくださいと言われていたので、誰がそんなものに出資するんだということで、詳しくいろいろなことを調査しました。

経済産業省の外郭団体の補助金をチェックするNEDOという組織がありますが、そこに確認したら、建設費の精査は今までしておりません、今後も精査するつもりはありませんという回答でした。青山高原は国定公園で、別名布引山地とも呼ばれる布を引いたような美しい山並みの景勝地であり、そこに大型の風力発電だけで94基が建設されました。布引山地に針供養しているようだという人もいるようで、当初は久居市が取組み、市町村合併で名称が津市に変わり、三重大学の清水教授は世界的にも規模的にも成功例ということで紹介をしていたそうですけれども、採算が合わず、現在では民間に移譲されております。原因は故障が多く、発電量が少ないためでありました。大学教授や火力発電所に風力発電や太陽光発電が増えているが、これで火力発電所は減らせているのかと聞いたら、無理だということです。火力発電所では、これらの自然エネルギー発電は発電量の誤差の範囲で、ないものと見ているそうです。スイッチをちょっと動かすだけでこれくらいの発電量は調整可能であるそうです。発電量に対して、消費電力との差は3%以内を維持しないと大変なことになってしまうそうです。ちなみに0.1秒停電させると100億の経済損失が発生するらしいです。

設置時の立場の違いに注意が必要で、一般市民は地球温暖化防止の手段の一つと考えていますが、業界は設置の推進が目的、関連産業は関連企業、金融機関、企業丸抱えの大学への寄附講座、経産省の研究機関、関連部局などは推進以外の選択肢はないということであります。ドイツでは風力発電を建設するために火力発電を新設しています。フランスでは原子力発電を増やしています。北海道でも風力発電やメガソーラーを建設していますが、火力発電所を新設している状況であります。世界的にも温暖化の原因がCO<sub>2</sub>なのか太陽フレアなのか断定出来なくなっています。大気中の割合で窒素が78.9%、酸素が20.95%、アルゴンが0.93%、二酸化炭素が0.03%です。日本の脱炭素の目標を仮に達成したとしても、100分の

1度の差、1度下がるだけだそうでありまして、これは温度計で測ることが出来ない、つまり誤差にも加えられないような状況だそうです。このぐらいの変化に対して、CO<sub>2</sub>が増えると公衆農業は逆に豊作になるし、森林の樹木もよく育つようになるので、悪いことだけではないのでありますけれども、太陽はほぼ11年周期で活動が活発になったり静かになったりしているので、牛のゲップによる二酸化炭素の排出の削減とか、水田の中干しの期間延長で排出量制限とかという学者もいましたけれども、道路のアスファルトや都会のタワーマンション、エアコンの換気熱は気温上昇に大きく影響しているそうであります。このようなことから、住宅用の太陽光発電は、国が推進していても多少電気代が節約出来る程度で、私の家でも減価償却費の大体1割くらいしか売電は今していないような状況で、二酸化炭素とは仮想の域を脱し得ないではないかというふうに思います。多少電気代が節約出来る程度で、私の家では不採算事業となっている中で、脱二酸化炭素とは仮想の部分ではないのかなど。

また、日本農業新聞の記事に、外国人による土地取得が問題となっている中、2017年から2023年まで農林省が調査した結果、個人、法人で3件の違反転用例がありました。廃車置場などにされていたということではありますが、太陽光パネルを自分で処理する場合や、回収業者などが一時保管場所として農地や基地などに適切な保管がなされないまま放置されるなど、不法投棄となる可能性などがありますので、保管管理などの啓蒙指導や既存制度との連携を検討していただけるという回答をいただきましたので、期待をして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（柳堀 忠君）

以上で宮澤健君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時50分からとします。

（午後 1時38分 休憩）

（午後 1時50分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

4 番、岩井です。大先輩方に負けないように張り切ってまいります。

さて、2025年も残すところあと少しとなりましたが、最近つくづく思うのは、1年の中での変化がすさまじいなど言うことです。日本を取り巻く環境、科学技術の発展、また文化や流行の移り変わりも激しく、瞬きしている間に次へ次へと進んでいると、そういった感覚を持ちます。これが良いことか悪いことかというのは簡単には割り切れませんが、変化には柔軟に対応していかなければなりません。

ということで、今回は様々に変化する環境の中で、大きく三つのことに関して質問をさせていただきます。

まず、質問事項1は、保育に関することとして、園児減少に対する方策についてお尋ねいたします。

少子化少子化と叫ばれて久しいわけですがけれども、我が町も深刻な問題です。問題というよりは変化という方が適切かもしれません。先進国をはじめとして、文明が発達してくると、どうしても少子化に向かいがちになるということは指摘をされています。これは豊かになった裏返しということも言えます。そうかと思えば、不景気で経済的な理由から、そもそも結婚を躊躇してしまうというケースも現代では少なくありません。いずれにしても、複合的な理由で東庄町でも子供の数は減る一方です。この変化に嘆くのではなく、どう対応していくのか、それが大事だと思います。子供が減るということは、保育所に通う園児の数も当然ながら減っていきます。

そこで質問要旨1は、この園児減少に対しての現状認識と何か根本的な解決への糸口はあるのかということをお聞きいたします。

まず、減少傾向にある出生数に対しての予測と、その予測に対しての現状を伺います。

以降は自席にて質問いたします。よろしく願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

町内の保育所入所対象児童である0歳から4歳の人口は、4月1日現在222人となっており、令和6年度策定の第3期東庄町子ども子育て支援事業計画人口推計

による令和11年度保育所入所対象児童239人を下回っている状況です。

また、今年度11月末までに交付した母子手帳の数は19件となっており、更なる出生数の減少が見込まれます。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

令和6年度、つまり昨年度策定した計画の推計を既に下回っているということで、なかなか厳しい現状であります。少子化対策がいかに難しいかを物語っているような気がいたします。しかしながら、これは現実として受け止めなければなりません。近い将来、小学校も1学年1クラスという時代が来るかもしれないということになります。

それはさておきですけれども、各保育所が減少傾向にある中、少子化自体を緩やかにしていくのか、それとも保育の充実化を図り、転入増を目指すのか、町の方針はいかがでしょうか。

また、その中で対策として行っていることがあれば教えていただきたいと思えます。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

町では、保育の充実のため第三子以降の保育料無料や副食費の免除、軽減、保育士処遇改善事業補助金など、保育園の運営のための補助を行い、保護者が安心して子育て出来るよう、各保育園と連携している状況です。

また、町では少子化対策を総合的に検討するため、結婚、出産、子育て、教育、就労といった一連のライフステージに係る係を中心に、少子化対策庁内検討会を11月に発足しました。少子化に対する現状や課題、今後の方向性を共有し、町として一貫した取組方針を検討することとしています。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

東庄町では様々な子育て政策を進んで行ってきておられますので、その点はとても感謝いたすところでもあります。それが魅力となり、東庄町へ引っ越していただくという例も幾つか聞いております。

それから、今、課長からご答弁いただいた中に、少子化対策庁内検討会というものがありました。これは町の子育て政策を更に後押しするような、まさに気合を感じたわけでありませうけれども、検討会に関してはどんどん動かしていただきたいと思っております。

子育て政策は健康福祉課だけの話ではなく、横断的に全ての課が関わらなくてはいけないことかと思っております。今年に関してはですが、現状20人ほどの出生数ですので、まさに各課、もちろん我々議員も含めて全力を挙げてサポート体制を構築していきたいと思っております。当然、保育所の存在も欠かせません。公設ではないものの3園ある各保育所の考えや課題、あるいは困り感など、町としてある程度把握しておくことが必要だと思っておりますけれども、そういった機会はあるのでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

各保育所とは途中入所の受入れ協議時に、現在の保育所の状況などを確認しております。今後も定期的な聞き取りの機会を得ることで、各保育所の課題などを把握していきたいと考えます。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

それぞれが私立ですので、関わり方というものもなかなか難しい部分があるかとは思いますが、やはり意思疎通は大事でありますので、聞き取りの方法いろいろあるかと思っておりますが、是非進んでお願いしたいと思っております。私も微力ながら情報収集に努めてまいりますので、各課の皆さんとも連携できればと思っております。

さて、次、質問要旨の2ですけれども、ゼロ歳児から2歳児までの保育料無償化についてということでお尋ねいたします。

3歳児から5歳児に関しては既に無償化がスタートしています。そして近隣でも始まったところがありますが、ゼロ歳児から2歳児までの保育料の無償化は、東庄では考えていますでしょうか。出生数が少ないからこそ実現可能とも言えそうですが、いかがでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

0歳から2歳の保育料については、東庄町保育所保育料徴収基準額表により、月額保育料が決定されており、入所する児童の世帯の市町村民税所得割額が基準となっています。3歳未満の児童の保育料には、町単独の助成制度として、先程申しました第三子以降の保育料無料制度をはじめとした軽減制度が複数あり、適用されています。0歳児から2歳児までの無償化は、財源確保の面からも慎重に検討していく必要があると考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

もちろん簡単ではないということは重々承知の上で質問させていただきました。というのも、現場の先生方やお母さん達からそういった声が多く聞こえてくるからなのです。やはり子育てには莫大なお金がかかりますし、ここに来て昨今の物価高も非常に痛いところでもありますので、保育料の無償化で、その負担が大きく軽減されれば、出生数の増加や他市町村からの転入というのも期待出来るのかなと思います。何でもかんでも無償化にするというのがいいとは決して思っておりません。無償化の財源がもしこれ税金だとすると、無償化イコール税金化となってしまうからであります。ただ、この保育料に関しては、少子化と密接に関わっている部分であり、また数少ない子供達を支えるというのは、長い目で見て町全体の力に必ずつながると思っております。

未来への東庄にお金を使うというのは大いに賛同いたします。とはいえ、現状なかなか慎重にならざるを得ないということですが、ただ、やらない、出来ないという答弁ではありませんでしたので、期待したいところであります。

そこで少し聞き方を変えまして、この無償化は、もし安定した財源があれば実現可能でしょうか、お伺いいたします。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

試算によりますと、令和7年度のゼロ歳児から2歳児の保育料は、約1,900万円になる見込みです。これを補う財源確保に向け、財政部局と協議を行い、子育て世代の経済的負担の軽減につながるよう検討を進めていきたいと考えます。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

試算まで出していただきましてありがとうございます。とても前向きなものを感じております。1,900万円、これが高いか否かというのはどうでしょうか、町の本気度を信じておりますけれども、財政運営に関しては、大きく無駄なものはないと思っておりますが、しかし効率化によって浮くお金というものもある気がいたします。

例えばですけれども、クーポン券のようなものは一部デジタル化することで経費削減につなげることも可能だと思いますし、また、東庄には公園が数多くありますが、これの維持管理に関しても保育料の無償化のためとあらば、もしかしたら積極的にボランティア活動をしてくれる方がいるかもしれません。

また、我々議員も今度タブレットを持つことになったわけなので、どんどん使いこなして、紙の削減や業務の効率化を図り、ひいては経費削減に協力出来ればと思います。もちろん削ることだけが財源確保ではありません。ゼロ歳児から2歳児の保育料無償化を始めた銚子市では、ふるさと納税の税収を充てているそうです。残念ながら東庄町の現時点では弱い部分でありますので、このあたりを盛り上げてい

くことも一つかなと思います。

とにかく出来ることから進めていき、町全体で子供達を育てるという機運を高め、ていくことが重要と考えます。無償化を望む声は切実でありますので、前向きに検討していただければと思います。

それでは、次に、質問事項の2、笹川駅のこれからについてということで、お聞きいたします。

これから改修が進む笹川駅ですが、町民の方からも、私自身、よく質問されるところからも関心度の高さがうかがえます。先日のワークショップには私も参加しましたが、町の玄関口とも言える駅が変化を遂げるということで、参加された皆さんの高揚感というものを肌で感じたところであります。

そこで、要旨1、駅として最低限望まれる機能についてお尋ねいたします。

これから改修がスタートする中で、新しい取組というのも大事ですけれども、駅としての最低限の機能は重要と考えます。現在の笹川駅では、Suicaのチャージが出来ない、喉が乾いていても自動販売機が撤去されてしまい飲物が買えない、こういった不便さがあります。ワークショップでも、こういった声が数多く聞こえてきました。これらに対して何か対策は出来ないのでしょうか。

現状こうなっているのには訳があるはずですから、例えば、現状、この事情を分かっていたら、いろいろな解決策を町民と一緒に考えるということも有効だと思いますが、見解を伺いたいと思います。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるように駅に付随する機能への要望につきましては、笹川駅の活用ワークショップでもいただいておりますので、こちらについて必要なものと認識しております。

まず、チャージが出来ない件でございますけれども、Suicaのチャージ機能につきましては、JRの管理事項ではありますが、町といたしましてもチャージ機能の設置の要望をJRに行っていきたいと考えております。ただ、早期の設置が難しいと思われますので、当面の対策としましては、チャージ残高不足とならないよう

な残高通知をお知らせするアプリの利用、あるいは笹川駅周辺でチャージ出来る場所など、こちらをJRと連携して駅の掲示板などに行って周知したいと考えております。

また、自動販売機でございますが、こちらJRから譲渡を受ける前は、JR関連の業者が設置しておりましたけれども、採算が合わないということで、町が譲渡を受けるタイミングで撤去されてしまいました。このため、今後、役場の庁舎にも自動販売機等は設置してありますので、こちらの事例を参考に設置業者を募りたいと考えております。

私からは以上となります。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

自動販売機に関しては、設置に関して、これから試みた上で、それでもどうしても難しいというのであれば別の対策を考える必要があると思っております。というのも、夏の暑い時期にうっかり飲物を忘れてしまった場合、これは熱中症に関わってきます。電車の時間が迫る中、乗る前に熱中症対策として飲物を買いたいという、そういうケースは珍しくないと思いますが、でも現状買えません。これはなかなか問題だと思えます。自動販売機が難しければ、有人、無人、方法は問わず、まずは水だけでも買える方法を考えるのも一つかと思えます。

それからチャージ機能に関しては、世代によってはSuicaなどの交通系ICカードがスマホと連動出来ることを知らない場合もあるでしょうから、ご答弁でもあったように、そういった便利なツールがあるというのを周知していくのも現実的な方法なのかなと思えます。

ただ、やはりチャージが出来ないというのは不便なものであります。今後、笹川駅に事業者が入るといふこともあるかもしれませんが、もしそれが何らかの物品を販売する事業者だった場合に、そのレジ機能にこのチャージ機能を持たせるということも技術的には可能だと思えますが、そういった打診を行っていく考えはありますでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

今のところ物品を販売する事業者の募集の計画はございませんけれども、今後、議員がおっしゃるように笹川駅に参入した事業者がレジ機能を持つ事業者ということで、チャージ機能を笹川駅の利用者にご利用いただけるというような形は有効な方法であると考えます。今後、このような形で募集するような場合には提案をする内容の条件に加えることも出来るかなと思っております。

私からは以上となります。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

不便さの解消ということで、是非期待したいと思います。

それから、今後の笹川駅はコミュニティーの場としても機能していくかと思いますが、防犯面での対策も最低限必要かと考えますが、こちらに関してはいかがでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまの防犯面のご質問でありますけれども、まず防犯カメラについてはJRから譲渡を受けた時の物件に含まれておりますので、この防犯カメラを引き続き活用してまいります。

また、今後予定しております駅の改修工事において、待合室と交流スペースの間に出入口を設置するような工事を考えておりますけれども、こちらに鍵を設置するというので、交流スペースとその待合室の部分の防犯対策ということで図りたいと思っております。

私からは以上となります。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

安心安全が土台にあつてこそだと思いますので、こちらも是非よろしく願いたい

たします。

さて、次、質問要旨の2、改修後の利用に関する決まりについてということで伺います。

これからたくさんの方が利用するであろう笹川駅ですけれども、何か問題が起きないように利用規約のようなものが必要と考えますが、作成はしておりますでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、議員のおっしゃるようにたくさんの方が笹川駅を利用いただく上で、問題が起きないように管理運営していくということにつきましては、そのような何か決まりを作ることが必要であると考えております。

今後、改修工事を行った後、来年4月にオープンの手配をしておりますので、利用に関する決まりにつきましては、それまでに設置出来るように現在検討を進めているところであります。

私からは以上となります。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

何か問題が起きないようにするためというのはもちろんですけれども、もし問題が起きてしまった場合の対処なども考えておく必要があるかなと思います。私も調べたところ、岩手県の小岩井駅や福島県の会津柳津駅というところでも既にJRの方から無償譲渡をされて、その後、改修を経て活用されている駅もあるようです。こういった事例を参考に、どのように運営をしているのか、私自身も勉強していきたいと思っております。

それから、関連してですけれども、今後、笹川駅を活用して何かをしたいと考える町民の方がいた場合、その提案を受け入れる窓口というものはありますでしょうか。それともワークショップなどの意見を踏まえた上で、あくまで町主導で企画や利用を進めていくのでしょうか。

また、利用に関する決まりとは若干ずれるかもしれませんが、違う意味での決ま

りとして、この新しくなる駅舎スペースに対して名前をつけるという考えはありますでしょうか。名称が決まれば、愛着というものも湧くと思います。公募することで、笹川駅に対しての関心や興味が広がるということもあるかと思いますが、併せていかがでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、笹川駅の利活用につきましては、現在のところ皆様のご意見を伺いながら町が主導で運営をしたいと考えておりますが、その他、笹川駅を利活用して何かをしたいと考える方がいらっしゃいました場合の窓口につきましては、総務課の企画係になりますので、こちらにお願いしたいと思います。

また、駅舎の名前をつける考えがありますかということでご質問ですけれども、笹川駅にふさわしい愛称などを公募して決定することによりまして、笹川駅に対する関心や愛着が広がることと考えられます。来年4月以降、オープンで使う、利活用するような形になりますけれども、この後利活用が進み、笹川駅の具体的なイメージが広く共有出来るようになりまして、こういうような形でイメージにふさわしい名称などの募集を行うことを考えたいと思っております。

私からは以上となります。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

窓口はあるということでしたので、みんなで新しい笹川駅を作り上げていけたら、きつとすてきな空間になるのではないかなと思っております。

それからネーミングですけれども、これは愛着という観点から言えば、とても大事だと思います。先日の議員研修で伺った横瀬町さんでも、企画そのものや、あるいは空間にすてきな名前が様々ついておりました。私もそれに学び、この笹川駅の駅舎に関しての名前というものもひねり出してみたいと思っております。

では最後、質問事項の3では、役場内におけるA Iの活用に関してお聞きいたします。

冒頭でも触れましたが、昨今の技術発展の速度はすさまじいものがあります。ことAIに関して言えば、アメリカや中国をはじめ、現在しのぎを削っている状況です。特に進歩が速いのが、生成AIです。OpenAIのChatGPT、GoogleのGeminiなどが有名でありますけれども、研究者いわく、こうしている間にもどんどん進化しているとのことなのです。

私自身も日常的に使うようになりましたが、怖くなるぐらいすごいというのが、使っていて感じるころの本音であります。また、生成AIに関する情報も随時、すぐに更新されていくため、常にアンテナを張っていないと置いていかれてしまう、そういった状況であります。そんなAIが、まさに職を奪うと言われておりますが、それは人間社会に大きく貢献が出来るということの裏返しでもあります。であれば、うまく活用しない手はありません。行政向けの雑誌にも生成AIの活用事例がどんどん掲載されるようになってきました。人手不足の自治体にとっては、これは救世主ともなり得る存在となっております。

そこで質問要旨1、我が町におけるAI活用の現状はいかがでしょうか。

現在、役場内でのAIの活用はあるのでしょうか。もし活用している場合、役場内全体としてなのか、それともあくまで個人的なものなのか、併せてお尋ねいたします。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、AIの活用についてということでお答えいたします。

本町におけるAIの活用状況ですが、庁内の通常業務においては、現時点では生成AIをはじめとするAIツールを職員が直接利用する運用は行っておりません。

一方で、一部の業務委託においては、通知業務の効率化などを目的として、AIを取り入れた仕組みを活用している事例があります。これは委託業者が持つAI機能を業務プロセスの一部として利用しており、住民への通知業務の効率向上などに資するものと認識しております。

現状、庁内全体でAIを全面的に活用している状況ではありませんが、国や他の自治体の動向、技術の成熟度、そして庁内業務への適合性を注視しつつ、活用の可能性については継続的に検討を行っているところであります。

私からは以上となります。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

これからはDXの中核を担う生成AIですので、積極的に取り入れることが賢明かと思います。

今や検索機能や文書作成にとどまるわけではなく、活用が進めば、業務の効率化、そして職員の皆さんの負担軽減が実現されるかと思います。ただし、導入するといっても、こういった業務がその対象となるのか検討が必要かと思います。DX推進係を筆頭に各課での議論は始まっているのでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

議員ご指摘のとおりAIをどの業務に適用することが最も効果的かにつきましては、今後しっかりと検討を深めていく必要があると認識しております。

現時点では、個別の事業ごとの詳細な議論はまだ十分には進んでおりませんが、来年度から自治体向けの生成AIを導入する方向で、現在、庁内では共有されておりまして、導入に向けた準備を進めているところであります。

導入にあたっては、まず文書作成や説明資料作成など、比較的定型的なもので効果が得やすい業務から利用を開始しまして、その状況を踏まえて、適用範囲を段階的に拡大していく考えでございます。

私からは以上となります。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

恐らく全ての課において、この生成AIというのは生かすことが可能だと思っております。自治体に限った話ではありませんけれども、生成AI導入後、従来と比べて作業時間が10分の1、更には20分の1になるような業務もあるようです。

自治体の業務の中には、人にしか出来ないこと、これもまた数多くあると思います。そういった業務に時間をより多く使うためにも、利用の拡大を図っていくべき

と考えております。もちろんこれは議員の仕事にも当てはまるかと思えますけれども。

さて、A I 導入に関しては、当然予算のかかることもあります。そこで、要旨の2ですけれども、関連する予算を確保していく計画があるのか、その辺を伺いたいと思います。繰り返しになりますが、人材不足だからこそ生成A Iを含め、A I全般を積極的に使うべきと考えますが、予算はしっかり確保していくような方向性なのでしょうか。

また、A Iを活用出来る人材を育てたり、雇ったりすることも必要だと思いますが、その上で、予算は重要と考えます。そのあたりはいかがでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

議員ご指摘のとおり、人口減少に伴い、人材確保が難しくなる中、従来どおりのやり方だけでは、住民サービスの維持向上が困難になる場面が予想されます。このため、A Iを含むデジタル技術の活用は、業務の効率化や住民サービスの向上に資する手段の一つであると認識をしております。先程申し上げましたとおり、来年度以降、生成A Iを庁内で導入する方向で準備を進めておりますので、職員の作業負担軽減や業務の効率化を図るような形で進めていく予定でおります。

また、導入に必要な経費につきましても、費用と、それから効果を比較した上で適切に確保してまいります。

また、A Iを適切に活用出来る人材の育成も不可欠であるため、庁内研修を通じたスキル向上や、必要に応じた外部専門家の活用など、人材育成にも取り組んでまいります。

私からは以上となります。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

前向きな答弁で安心いたしました。進歩が激しいがゆえに、しっかり使いこなせる人材を育てる、あるいは見つけるのは容易ではない気がいたしますが、そこは是非頑張ってくださいたいところではあります。その上で、A IをはじめとするDX

ジャンルに関して、明るい職員を採用するために職員採用の条件に項目を新たに設けるようなことは考えていますでしょうか。A I活用を推進出来るくらいの職員を雇うためには、従来の募集の方法では難しいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいま議員ご指摘のとおり、A Iを含むデジタル分野の知見を持つ人材の確保は、今後、自治体運営においても益々重要になると認識しております。

一方で、地方公務員の採用においては、試験の区分や募集条件に一定のルールがあるため、直ちにA I専門人材に特化した採用枠を設けるといってもなかなか難しいというふうに思っております。しかしながら、デジタルに強い人材の必要性は明確でありますので、募集時の内容や求める人物像の明示、採用後の育成方針などを通じて、デジタル分野に関心のある人材により興味を持っていただけるように工夫をしてまいりたいと考えております。

私からは以上となります。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

恐らく今後は、このジャンルに明るい人材というのはどんどん出てくるかと思えます。そうすると各企業、取り合いになるかもしれません。今回は生成A Iを中心に質問いたしましたが、A Iは他にも多岐にわたります。最近では、A Iエージェントというものの存在も見逃せません。A Iエージェントとは、複数のA Iモデルを統合して、目標達成のために自立的に行動するソフトウェアシステムのことであり、深層学習などの技術を活用することで、複雑な仕事なども遂行し、人間に代わって意思決定を行うことが出来ます。例えば、住民からの問い合わせに自動で応答したり、商品などの在庫管理を行ったり、あるいは新たなビジネスチャンスを発見したり、こういったことも可能になってきます。生成A Iの発展により、A Iエージェントもまたより高度な機能を獲得し、様々な場面で活用されるようになってきております。70周年を迎えた東庄町がこれからも発展していくためには、このDXに関しても出遅れるわけにはいきません。現在のA Iが今までの技術と大きく違うと言わ

れている部分、それは先程申したように、物事を判断する機能が備わっているという点であります。これは便利であると共に、使い方を誤ると大きな問題につながりかねません。であるからこそ、専門的な人材は必須と言えるわけであります。

ただ、我が町には先例があるとも言えます。それはドローンです。つい先日、東庄小学校で見守りドローンの試験飛行しているところに遭遇いたしました。ドローンパークの榎本代表から貴重なお話を様々いただきまして、その中で感じたのは、これはまさに最先端であるということです。当然ながら、A Iもフル活用しております。榎本代表が、これは日本一進んでいることをしているんだよと心強いお言葉もいただきまして、ですから、我が町では、このA Iを駆使して、ドローンを使い、最先端のことをしている、そういったことをアピールするところから始めてみるのはどうでしょうか。きっと連動して、東庄町の技術革新が起きると思います。

それから最後に一言、私も議員として、A Iに取って代わられないように精進していきたいと思っております。これにて質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

議長（柳堀 忠君）

以上で岩井弘晃君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時40分からとします。

（午後 2時27分 休憩）

（午後 2時40分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議案第47号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第47号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法を引用する複数の条例に条ずれが生じたため、関係する条例について所要の改正を行うものでございま

す。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、議案第47号の内容を説明させていただきます。

町長の提案理由にありましたように、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う条ずれに対応するため、関係条例を改正するものであります。

地方自治法における指定公金事務取扱者制度に関する規定の新設に伴い、地方自治法の一部の条文が繰下げになりました。これにより、繰り下がった条文を引用している当町の条例に条ずれが生じたことから改正を行うものでございます。

議案書の3ページをお願いします。

今回改正を行う条例は3件でございます。

第1条で監査委員に関する条例を、第2条で東庄町水道事業の設置等に関する条例を、第3条で東庄町国民健康保険東庄病院事業の設置等に関する条例をそれぞれ条ずれ解消のために改正するものとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第47号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に

関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第48号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、日程第8、議案第49号、特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、日程第9、議案第50号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第48号、第49号及び第50号の提案理由を申し上げます。

職員の給与は、地方公務員法によりまして、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等と均衡を考慮して定めなければならないとされております。

国におきましては、令和7年の人事院勧告に基づき月例給与及び期末勤勉手当等の引上げが閣議決定をされております。千葉県におきましても、千葉県人事委員会勧告に基づき、国と同様の給与改定案が、現在、県議会に提案をされているところであります。これを受けまして、本町におきましても、国県に準じた給与改定を実施するため、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第48号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与表及び期末勤勉手当、その他各種手当の改定、議案第49号、特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、常勤の特別職の職員の期末手当の改定、議案第50号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員の給料表の改定が主な内容となっております。

以上、3議案につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、議案第48号、第49号及び第50号の内容を説明いたします。

町長の提案理由にありましたように、国県に準じた給与改定を行うため、関係条例を改正するものであります。

初めに、議案第48号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

初めに、本改正条例の全体構成をご説明いたします。

この改正条例は2条建てになっており、議案書の5ページから第1条、28ページから第2条を規定しております。第1条と第2条の各条文とも同一の条例を改正する内容となっており、これは一つの条例を施行期日を分けて改正する必要があるため、2条建てに分けたものとなっております。

次に、改正内容についてご説明いたします。

参考資料その1、こちらの2ページから6ページにかけて新旧対照表となっております。また、別紙1の改正概要、こちらをご覧くださいと思います。

なお、先程の新旧対照表につきましては、給料表の記載については省略をさせていただきますので、ご了承お願いいたします。

それでは、別紙1の改正概要、議案第48号関係ですね、こちらに沿ってご説明を申し上げます。

今回の改正の主な趣旨といたしましては、民間給与との較差是正を図るため、国の人事院勧告及び千葉県の人件委員会勧告に準じて、給料及び職員手当を改定するものでございます。

改正内容の1点目は、給料月額の改定を行うものであります。給料表につきましては、議案書の5ページから28ページに改定後の給料表を記載しておりますけれども、こちらで各種給料表の引上げ改定を行います。

行政職給料表（一）について申し上げますと、初任給を高校卒で1万2,200円、大学卒で1万2,000円引き上げる他、若年層に重点を置きつつ、全ての級、号給において引上げいたします。

また、その他の給料表につきましても、行政職給料表（一）との均衡を考慮して引上げいたします。

なお、給料月額平均改定率は3.27%となっております。

2点目は、初任給調整手当の改定であります。千葉県に準じて、医師に対する最高支給限度額を31万円から31万800円に引き上げるものであります。

3点目は、期末・勤勉手当の支給割合の引上げであります。民間の支給割合と見合うよう、年間の支給割合を0.05月分引き上げるもので、年間4.6月分の支給割合を4.65月分に引き上げるものであります。

この引上げ分は、期末手当と勤勉手当のそれぞれに0.025月分を上乗せし、合計で0.05月分を引き上げるものとなっております。

なお、再任用職員につきましても同様に0.05月分を引上げいたします。

また、会計年度任用職員につきましても、支給割合を常勤の一般職員に準じる規定としていることから、0.05月分を引き上げるものとなります。

なお、(1)の表及び、別紙1の次です、こちらの2ページになりますが、(2)の表にありますとおり、この改定は令和7年12月期分の期末・勤勉手当から適用いたします。

令和7年12月期では0.05月分を上乗せし、令和8年度以降につきましては、6月期と12月期の平準化を図るため、各期別にそれぞれ0.025月分を上乗せし、合計で0.05月分を引き上げております。

改正条例においては、第1条で令和7年度分の改定を、第2条で令和8年度以降分の改定を行っております。

改正の4点目は、通勤手当の改定でございます。

通勤に自動車等を使用する者に対して支給される通勤手当について、国の改定に基づいて引上げ改定を行うものであります。

改定内容につきましては、こちらの表の改定後欄に記載のとおりとなっております。

5点目に、改定の実施時期につきましては、給料表については、令和7年4月1

日に遡及して適用いたします。期末勤勉手当については、令和7年12月期から適用いたしますが、先程説明しましたとおり、令和8年度以降の支給割合については、令和8年4月1日から適用いたします。

議案第48号については以上となります。

続いて、議案第49号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明いたします。

議案書は31ページになりますが、参考資料のその1、7ページに新旧対照表がございます。また、別紙2の議案第49号関係ですけれども、こちらをご覧くださいと思います。

別紙2の改正概要に沿って説明をさせていただきます。

改正の内容としましては、特別職の期末手当の支給割合の改定であります。現状、常勤の特別職の期末手当の支給割合につきましても、一般職の期末手当及び勤勉手当の合計の支給割合と同率としているところであります。先程ご説明しました一般職の期末勤勉手当の支給割合の引上げに合わせて、特別職の期末手当においても同様に0.05月分の引上げを行う内容であり、令和7年12月期の支給分から適用するものでございます。

また、改正条例第2条では、一般職と同様に、令和8年度以降において年0.05月分の引上げを6月期と12月期で平準化するため、6月期と12月期のそれぞれで0.025月分を引き上げる改正をしております。

議案第49号については以上でございます。

続いて、議案第50号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

議案書は33ページとなります。

議案第50号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、改正の内容としましては、東庄町会計年度任用職員の給料表の改正を行う内容となっております。

会計年度任用職員の給料表につきましては、同一労働同一賃金の原則から、一般職の職員の給料表を基礎としております。

議案第48号でご説明しました一般職の職員の給料表の改正に伴い、会計年度任用職員の給料表についても同様に改正するものでございます。

なお、改正の実施時期につきましても、一般職の職員の給与条例と同様に令和7年4月1日に遡及して適用をするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

通勤手当についてお伺いします。通勤手当が民間の会社と比べると多少高くなっております。これについて、どのようなお考えかお伺いします。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいま通勤手当のご質問がありましたが、通勤手当につきましても給料と同様に、国県の基準と同様の形、それ以下にならないような形で改正を行っております。給料についてもそうですけれども、通勤手当につきましても、やはり職員の募集などに関する条件などに関係するところもございしますので、現状を国や県の基準を下回らないように町の方も改正を行っているということでご理解いただきたいと思います。

議長（柳堀 忠君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

分かりました。ただ、給料、通勤費を上げるということは、給料加算になるということを考えてもらいたいと思います。

以上です。

議長（柳堀 忠君）

よろしいですか。他にございませんか。

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

ちょっと聞き漏らしたかもしれませんので、3ページの監査委員に関する条例の一部改正について、これの説明を聞き漏らしたので、ご説明願いたいと思いますが。

議長（柳堀 忠君）

7番、宮澤健君。

7番（宮澤 健君）

一事不再議で議事進行して、次の議題を読み上げた時には元に戻れませんので、帰る必要はありません。

議長（柳堀 忠君）

その議案は済んでおります。

では、先へ進めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第48号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第51号、東庄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて、日程第11、議案第52号、東庄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第51号、東庄町乳児等通園支援事業の設備運営に関する基準を定める条例及び第52号、東庄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の提案理由を申し上げます。

本件は、令和6年6月に公布されました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により創設されたこども誰でも通園制度に関する乳児等通園支援事業について設備及び運営に関する基準を、また、特定乳児等通園支援事業について、運営に関する基準を定める必要が生じたことによるものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長 (柳堀 忠君)

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長 (高木多恵子君)

それでは、議案第51号、東庄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて内容の説明を申し上げます。

議案書の45ページをご覧ください。

条例本文に入ります前に、本条例制定の趣旨についてご説明いたします。

こども誰でも通園制度は、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援

法等の一部を改正する法律により、生後6ヶ月から満3歳未満で保育所などに通っていない子供を育てている家庭が月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず利用出来る新たな通園給付として創設され、令和8年度から全自治体で実施することとされています。

こども誰でも通園制度に関連する乳児等通園支援事業は、児童福祉法に基づき市町村が実施出来る事業として定められ、市町村は事業の実施に係る設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされており、その基準は児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならないとされています。

それでは、条例本文につきましては、各条の概要について説明させていただきます。

第1条は、この条例の趣旨について、第2条は、用語の意義を、第3条は、この条例に定める基準の目的等について定めるものであります。

46ページをお願いいたします。

第4条は、乳児等通園支援事業者が、その設備及び運営を向上すること等について、第5条は、乳児等通園支援事業者が事業を運営する上での一般原則について定めるものであります。

47ページをお願いいたします。

第6条は、乳児等通園支援事業者が非常災害時に必要な設備の設置や取組等について定めるものであります。

第7条は、乳児等通園支援事業者における利用乳幼児の安全の確保を図るための安全計画の策定やその取組等について、第8条は、乳児等通園支援事業者が利用乳幼児の移動のために自動車を運行する際の安全対策について定めるものであります。

48ページをお願いいたします。

第9条は、乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件について、第10条は、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等について定めるものであります。

第11条は、乳児等通園支援事業者が他の社会福祉施設等を併せて設置する時の設備及び職員の基準について、第12条は、利用乳幼児に対する差別的な取扱いの禁止について定めるものであります。

第13条は、利用乳幼児に対する虐待等の禁止について、第14条は、利用乳幼

児の使用する設備や食器の衛生管理及び感染症や食中毒の防止等について定めるものであります。

49ページをお願いいたします。

第15条は、食事の提供を行う場合に備える設備について、第16条は、乳児等通園支援事業運営における重要事項に関する規定の策定について定めるものであります。

50ページをお願いいたします。

第17条は、乳児等通園支援事業所に備える帳簿について、第18条は、乳児等通園支援事業所の職員における秘密保持について、第19条は、苦情への対応について定めるものであります。

第20条は、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の区分について定めるものであります。

51ページをお願いいたします。

第21条は、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備等の基準について定めるものであります。

54ページをお願いいたします。

第22条は、事業所に配置すべき職員の配置基準等について、第23条は、設備及び職員の特例を定めるものであります。

55ページをお願いいたします。

第24条は、事業者が乳児等通園支援の提供にあたり留意すべき事項について、第25条は、事業者と保護者の連携について定めるものであります。

第26条は、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準について定めるものであります。

第27条は、第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用することを定めるものであります。

56ページをお願いいたします。

第28条は、乳児等通園支援事業者及びその職員が記録作成等する書面について、書面に代えて、電磁的記録により行うことが出来ることについて定めるものであります。

附則についてですが、この条例は、公布の日から施行し、第23条の規定は、令

和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、東庄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第52号、東庄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて内容の説明を申し上げます。

議案書の58ページをご覧ください。

本条例は、改正後の子ども・子育て支援法において、こども誰でも通園制度に関連する特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

特定乳児等通園支援事業は、乳児等通園支援事業を実施する事業者が、給付費の支給対象となる事業を行う旨の市町村の確認を受けた事業となります。

それでは、条例本文につきましては、各条の概要について説明させていただきます。

第1条は、この条例の趣旨について、第2条は、事業者が事業を行う上での一般原則を定めるものであります。

59ページをお願いいたします。

第3条は、1時間当たり、または1月当たりの利用定員に関する基準について、第4条は、利用者との面談の実施や、それに係る必要事項を定めるものであります。

60ページをお願いいたします。

第5条は、正当な理由のない提供拒否の禁止を、第6条は、市町村が行うあっせん及び要請に対する協力について定めるものであります。

第7条は、利用者から提示された乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認を、第8条は、乳児等支援給付認定の申請に係る援助について定めるものであります。

61ページをお願いいたします。

第9条は、子ども及び保護者の心身の状況等の把握を、第10条は、特定教育保育施設等との情報提供や連携について定めるものであります。

第11条は、特定乳児等通園支援の提供の記録について、第12条は、特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領について定めるものであります。

62ページをお願いいたします。

第13条は、乳児等支援給付費の額に係る通知等について定めるものであります。

63ページをお願いいたします。

第14条は、特定乳児等通園支援の取扱方針について定めるものであります。

第15条は、特定乳児等通園支援に関する評価と改善について、第16条は、支援を受ける子ども及び保護者からの相談及び援助を、第17条は、緊急時の対応について定めるものであります。

64ページをお願いいたします。

第18条は、不正行為等を疑われる乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知義務について、第19条は、特定乳児等通園支援事業の運営に係る重要事項に関する規定の策定について、第20条は、職員の勤務体制の確保や研修機会の確保を定めるものであります。

65ページをお願いいたします。

第21条は、利用定員の遵守を、第22条は、重要事項の掲示や公衆への閲覧について定めるものであります。

第23条は、支援を受ける子どもを平等に取り扱う原則について、第24条は、虐待等の禁止を、第25条は、業務上知り得た子どもや保護者の情報の秘密保持について定めるものであります。

66ページをお願いいたします。

第26条は、特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供等について、第27条は、利益供与等の禁止について定めるものであります。

67ページをお願いいたします。

第28条は、苦情への解決について、第29条は、地域との連携や交流について、第30条は、事故発生の防止及び発生時の対応について定めるものであります。

68ページをお願いいたします。

第31条は、会計の区分について、第32条は、特定乳児等通園支援事業に係る記録の整備等について定めるものであります。

69ページをお願いいたします。

第33条は、記録、作成等をする書面については、書面に代えて、電磁的記録により行うことが出来ることを定めるものであります。

71ページをお願いいたします。

附則についてですが、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の施行日と同じ日とし、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、東庄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

このこども誰でも通園制度ですけれども、うちの町には3園の保育園がありますが、受入れ出来る、実施出来る保育園はあるのでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

我が町には3園の保育園がございますが、1園でも多く実施出来るよう協力を依頼していく予定でございます。

私からは以上です。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

今現在もゼロ歳児、1歳児がなかなか保育園に入れない現状です。質疑からちょっとずれるかもしれませんが、何回もあれしてはいますがけれども、この3園とも、今、定数は割れているし、子供さんの数が少ないから当たり前なんです、保育士さんの雇用もうまく出来ていません。だから、こういう新たな制度になると、保育士さんの確保がもっと難しくなるので、本当に難しいことだと思うので、本当であれば1園にして、全部まとめてこども園ぐらいにしないと、人材の確保、保育士の確保は難しいかと思えます。

それと、すみません、もう一点、特定乳幼児というのは、医療的ケア児とか障害児のことで大丈夫なんでしょうか、お聞きします。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

特定とつきます乳児等通園支援事業は、先にご説明しました乳児等通園支援事業を実施する事業者が、給付費の支給対象となる事業を行う旨の市町村長の確認を受けた事業でありますので、医療的ケア児等を指す特定ではないということになります。

私からは以上です。

議長（柳堀 忠君）

よろしいですか。他に。

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

ちょっと教えてもらいたいののですが、記録とか製本、その他の有体物、ここには情報が記載された紙、その他の有体物となっておりますが、何年保存するという事になっているのでしょうか。1年だけでは情報を保有しているということにならないと思うので、何年保有しておかなければならないのかお伺いします。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

この条例が制定されました後に規則等によって、その保存期限等について定める予定になっておりますので、今の段階ではまだ決定しておりません。

私からは以上です。

議長（柳堀 忠君）

よろしいですか。他にご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第51号、東庄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、東庄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第53号、東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を制定することについて、日程第13、議案第54号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第53号、東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び議案第54号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定

める条例及び東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行によりまして、地域限定保育士の一般制度化及び保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に関する規定の整備等が行われることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、議案第53号、東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を制定することについて内容の説明を申し上げます。

議案書の73ページをご覧ください。

第1条の改正は、町長の提案理由にございましたように児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い地域限定保育士の一般制度化及び保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に関する規定の整備等が行われたことによる条例の改正でございます。

地域限定保育士の創設は、国家戦略特別区域法に基づく特例措置である地域限定保育士制度を一般制度化するもので、登録した都道府県等においてのみ地域限定保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し、一定の勤務経験がある場合には通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことを可能とするものです。

これを受けて、令和7年9月10日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令による各基準府令の改正では、地域限定保育士に係る改正が行われており、町の基準条例も改正するものでございます。

また、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に関する規定の整備等では、対象施設に家庭的保育事業等も追加されたことから、本条例の改正が必要となったため所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、参考資料 8 ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。

第 12 条の改正は、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第 33 条の 10 を引用している場合、同条に第 2 項及び第 3 項が加えられたことに伴い、同条の引用を第 33 条の 10、第 1 項に改める改正でございます。

第 23 条では、家庭的保育事業、第 29 条では、小規模保育事業 A 型、次のページをお願いいたします、第 31 条では、小規模保育事業 B 型の職員の規定に地域限定保育士を追加した改正でございます。

同様に、第 44 条では、保育所型事業所内保育事業所、第 47 条では、事業所内保育事業の職員の規定に地域限定保育士を追加した改正でございます。

次のページをお願いいたします。

附則の第 6 条から第 9 条は、地域限定保育士等を追加することに関する改正でございます。

恐れ入りますが、議案書の 75 ページをご覧くださいと存じます。

第 2 条の改正は、令和 6 年 6 月議会に上程しました本条例の保育士配置基準の見直しに係る改正を行った際の改正附則の経過措置規定の改正でございます。

参考資料の 12 ページをお願いいたします。

右側の現行、この条例による改正後の東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例が新条例と定める場合、この条例による改正後は、令和 6 年の改正が行われた時点の条例の規定に対する特例規定になってしまうことから、現に有効な規定に対する特例規定となるように改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の 75 ページをご覧くださいと存じます。

附則についてですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 54 号、東庄町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、内容の説明を申し上げます。

議案書の 77 ページをご覧くださいと存じます。

第 1 条の東庄町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の改正は、町長の提案理由にございましたように、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に関する規定の整備等が行われたことによる条例の改正でございます。

次に、第2条の東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正は、地域限定保育士の一般制度化及び保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に関する規定の整備等が行われたことによる条例の改正でございます。

恐れ入りますが、参考資料13ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

第25条の改正は、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10を引用している場合、同条に第2項及び第3項が加えられたことに伴い、同条の引用を第33条の10、第1項に改める改正でございます。

幼保連携型認定こども園や幼稚園は、認定こども園法において入園児虐待の防止に係る規定が創設され、児童福祉法における児童虐待と同等の虐待防止措置が講じられます。入園時虐待にあたる行為は、被措置児童等虐待にあたる行為とは別に認定こども園法第27条の2、第1項に定められます。そのため、該当条文に該当する基準府令の規定では、幼保連携型認定こども園や幼稚園については、それぞれ認定こども園法第27条の2、第1項各号、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2、第1項各号を引用する改正となります。

続きまして、参考資料の14ページをご覧ください。

第10条第3項は、地域限定保育士の一般制度化に関する規定の整備等が行われたことによる条例の改正でございます。

第12条の改正は、被措置児童等虐待にあたる行為を定めている児童福祉法第33条の10を引用している場合、同条に第2項及び第3項が加えられたことに伴い、同条の引用を第33条の10、第1項に改める改正でございます。

恐れ入りますが、議案書の77ページをご覧いただきたいと存じます。

附則についてですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で東庄町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。

す。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第53号、東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、東庄町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第55号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更等に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第55号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更等に関する協議についての提案理由を申し上げます。

この案件につきましては、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び現在共同実施をしている事務が廃止されること、また、その事由に関する規約の変更を伴う必要が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により協議が必要となり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、議案第55号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更等に関する協議についての内容を説明いたします。

議案書の79ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたが、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減や共同処理する事務の変更及び規約の変更については、地方自治法の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を得た上で、関係地方公共団体との協議により定めるとされているため、本案は、千葉県市町村総合事務組合からの依頼により上程するものとなっております。

まず、地方公共団体の数の減少の理由といたしましては、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団の3団体が事業統合等により令和8年3月31日をもって解散することによるものです。

続いて、共同処理する事務の変更の理由といたしましては、現在、合同実施している職員採用試験に関する事務について、情報技術の発展により、各共同処理団体

が直接委託した方が事務の合理化が図られ、負担額の軽減も図れることから、令和8年3月31日をもって事務を廃止することになったことによるものでございます。

最後に、規約の改正内容といたしましては、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び組合の共同処理する事務に関する規定、また、共同処理する団体に関する規定について改正を行うものとなります。

内容につきましては、参考資料その1、15ページをお願いいたします。

こちら新旧対照表の記載内容により説明をさせていただきます。

まず、第3条では、組合の共同処理する事務を規定しており、第14号、職員採用試験の合同実施に関する事務を削除しております。

また、別表第1の組合を組織する地方公共団体から別表第2の第3条第1項第1号に掲げる事務内容といたしましては、常勤職員の退職手当の支給に関する事務及び第3条第1項第3号に掲げる事務内容といたしましては、議会の議員、その他非常勤職員の公務上の災害に対する補償の共同処理する団体から、それぞれ解散する3団体を削除するものでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。

同表第3条第1項第14号に掲げる事務、職員採用試験の合同実施の事務については、当事務を廃止することにより、共同処理する事務及び団体の項を削るものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第55号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更等に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第56号、町道路線の認定について、日程第16、議案第57号、町道路線の変更について、以上2案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第56号、町道路線の認定について及び議案第57号、町道路線の変更について、一括して提案理由を申し上げます。

町道路線の認定、変更につきましては、道路法第8条第2項並びに第10条第3項の規定によりまして、議会の議決が必要とされております。議案第56号、町道路線の認定につきましては、町の道路改良事業により整備した2路線を町道として新規に認定しようとするものであります。

議案第57号、町道路線の変更については、一般県道下総橋停車場東城線バイパス、通称北ルートの道路工事に伴い影響する町道4路線の認定内容を変更するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(柳堀 忠君)

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長(堀江弘之君)

それでは、議案第56号、町道路線の認定について及び議案第57号、町道路線の変更についてを一括して説明申し上げます。

最初に、議案第56号、町道路線の認定についてを説明いたします。

議案書の80ページをお願いいたします。

本案は、道路改良事業により整備をいたしました町道2238号線及び町道4175号線の2路線の新規認定でございます。

参考資料のその2、1ページ、2ページの認定路線図を併せてご覧ください。

こちらの図面の赤線で表示をしております路線が新たに認定する路線となります。

町道2238号線につきましては、笹川い地先の生活道路でございます。延長79.

23メートルを道路改良したことにより、新規に認定するものでございます。

町道4175号線につきましては、宮本地先から青馬地先へ抜ける生活道路でございます。延長611.64メートルを道路改良したことにより、新規に認定するものでございます。

続きまして、議案第57号、町道路線の変更についてを説明いたします。

議案書の81ページをお願いいたします。

本案は、町道2121号線、2157号線、2193号線、2195号線の4路線の認定内容の変更でございます。

この4路線につきましては、千葉県の一般県道下総橋停車場東城線バイパス、通称北ルートでございますが、こちらの工事に伴いまして、起点または終点部分の一部がその機能補償として整備をされましたので、町道としての認定内容を変更したく提案するものでございます。

参考資料のその2の3ページ、4ページの変更路線図を併せてご覧ください。

3ページの緑線で表示された路線が変更前の町道になります。4ページの赤線で表示された路線が変更後の町道でございます。

起点、または終点部分が整備されたことにより、4路線の認定内容を議案書記載のとおり変更するものでございます。変更後の路線の延長でございますが、町道2121号線は385メートル、町道2157号線は472メートル、町道2193号線は380メートル、町道2195号線は209メートルとなります。

以上で、議案第56号、議案第57号の内容説明を終わらせていただきます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第56号、町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、町道路線の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第57号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。明日の会議は定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

(午後 3時50分 延会)